

令和5年度
社会福祉法人 心友会
事業計画



基本理念 親亡き後の子供たちのため、国際社会、地域社会で人間らしく、安心・安全・共生できる心豊かな施設づくり

基本方針・運営方針・職員の使命・経営方針	P 3
職員倫理綱領	P 4
職員行動規範	P 5～7
法人沿革	P 8～10
組織図	P 11
I. 総務部	
1. 総務支援課	
(1) 総務係	P 12～13
(2) 人材育成係	P 14
研修計画	
①国内研修、海外研修、施設内研修	
②外国人介護福祉士候補生学習計画	P 15～18
(3) 施設管理係	P 19
II. 総合安全管理部	
1. 安全管理課	
(1) 安全係	P 20
2. 健康管理課	
(1) 健康係	P 21
(2) 医務係	P 22～24
(3) 栄養係	P 25
III. 障害支援部	
1. 相談支援課	
(1) 相談支援センターしいのみ	
① 特定相談支援事業・障害児相談支援事業	P 26～27
② 一般相談支援事業	P 28～29
2. 入所支援課	
(1) 障害者支援施設しいのみ園	P 30～31
① 施設入所支援事業（定員 40 名）	
② 生活介護事業（定員 40 名）	
③ 短期入所事業（定員 18 名）	

3. 地域生活支援課

- (1) 生活介護事業所 しいのみ園ころ
① 生活介護事業 (定員 20 名) P 32～34
② 日中一時支援事業 (定員 10 名)

- (2) 生活介護事業所 しいのみ園ころの都
① 生活介護事業 (定員 20 名) P 35～36
- (3) 生活介護事業所 しいのみ園ころの誉
① 生活介護事業 (定員 20 名) P 37～38
- (4) 就労継続支援 B 型事業所 しいのみ園あい
① 就労継続支援 B 型事業 (定員 20 名) P 39～40
- (5) 共同生活援助事業所 しいのみ園ほんだ P 41～43
① 共同生活援助事業 (しいのみ園 のぞみ寮 定員 6 名)
② 共同生活援助事業 (しいのみ園 つばさ寮 定員 7 名)
③ 共同生活援助事業 (しいのみ園 さくら寮 定員 6 名)
- (6) 放課後等デイサービス事業所 しいのみ園ともたかだ
① 放課後等デイサービス事業 (定員 10 名) P 44～45
- (7) 放課後等デイサービス事業所 しいのみ園ともみやこ
① 放課後等デイサービス事業 (定員 10 名) P 46～47
- (8) 放課後等デイサービス事業所 しいのみ園ともほんだ
① 放課後等デイサービス事業 (定員 10 名) P 48～49

4. 地域包括支援課

- (1) 福祉のまちづくり支援室 P 50～51

IV. しいのみ園グループ委員会

- 1. 衛生委員会 P 52
- 2. 給食委員会 P 53～54
- 3. 防災・救急委員会 P 55～56
- 4. 広報委員会 P 57
- 5. 安全運転委員会 P 58
- 6. 虐待防止及び身体拘束等の適正化委員会 P 59～60
- 7. 支援のあり方検討委員会 P 61

V. 収益事業

- 1. 太陽光発電売電事業 P 62
- 2. 不動産賃貸事業 P 62

社会福祉法人

心友会

基本方針

1. 法人の使命(経営理念)

社会福祉法に精神に従い、福祉を社会に啓蒙し、全ての人とその境遇、立場、宗教を問わず、また障害あるいは障害程度の区分無く、社会の一員として自分らしく生きてゆける為の環境を整備する。

2. 基本理念

親亡き後の子どもたちのため、国際社会、地域社会で人間らしく
安心・安全・共生できる心豊かな施設づくり

運営方針

利用者の人権を尊重しながら、施設で生活することが最大限幸せにつながるような支援を主体として、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会に於いて営むことが出来るよう支援する。職員は明確なる洞察と判断に基づき創造と科学的合理化を図り、和を持って一致協力し、利用者には愛情と熱意と真心をもって接し、より多くを福祉に貢献する。

同時に、障害者福祉に広く目を向け、障害者施設の在り方を再検討し、地域福祉の核となる機能の強化を図る。

職員の使命

私たちは、常に感謝の気持ちを持ち支援し続ける。

私たちは、常に初心に戻り自己研鑽し支援に活かし続ける。

私たちは、利用者にとって最善の支援を考え実行し続ける。

私たちは、地域の社会資源として、地域とともに歩み続ける。

私たちは、福祉の未来を創造し続ける。

経営方針

施設で行っている多種多様な仕事を活用して施設を利用する方々の仕事と余暇（創作活動）を充実させ、自分らしいライフスタイルを確立してもらう。

社会福祉法人心友会しいのみ園 職員倫理綱領

前文

職員は、利用者一人ひとりの尊厳を守り、利用者がその人らしい自立した豊かな人生を自己実現できるよう支援することに努めなければなりません。

ここに、職員一人ひとりがその専門的役割を自覚すると共に、職員全員が共に協調し、公正かつ適切な支援をするための基本となる「職員倫理綱領」を定め、私たちの規範とします。

第1条 人権の擁護

いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、利用者の基本的人権を尊重し、擁護します。

第2条 人格の擁護

利用者の個性、主体性、可能性及び意思を尊重し、常に対等な立場で支援します。

第3条 心身の安全と健康の保持

利用者一人ひとりをかけがえのない存在として、心身の安全と健康の保持に努めます。

第4条 プライバシーの保護

利用者一人ひとりの尊厳を守るため、利用者のプライバシーの保護に努めます。

第5条 財産の管理

利用者の金銭や所有物等の財産については適正な管理に努めます。

第6条 専門的な支援

専門家としての使命と役割を自覚し、絶えず自己研鑽を重ね、自らの社会性の確立を図り、利用者に対する適切な支援の提供に努めます。

第7条 業務の透明性

利用者及びその家族等に対し、適切な情報の提供を行うことにより、業務の透明性の確保に努めます。

社会福祉法人心友会しいのみ園 職員行動規範

前文

この行動規範は、職員一人ひとりが「社会福祉法人心友会しいのみ園 職員倫理綱領」に則り、利用者の人権を擁護し、公正かつ適切な支援をするための基本として定めます。

1. 基本的事項

(1) 人権の擁護

- ① 利用者に対する命令的、威圧的、権威的な言葉遣いや態度を慎み、常に対等な立場で、利用者主体の支援を行います。
- ② 家族・関係機関等との連携を図りながら、利用者一人ひとりのニーズに対応したサービスの提供を行います。
- ③ 利用者が障害の態様等に関わりなく、地域社会を構成する一員としてあらゆる体験の機会を得られ、市民生活が送れるよう支援します。

(2) 人格の尊重

- ① 利用者をあだ名や呼び捨てで呼ぶことを慎み、呼称は「～さん」などの敬称を基本とします。
- ② 職員を「先生」と呼ばせること、また職員間で「先生」と呼び合うことは慎みません。
- ③ 利用者の施設利用の開始に際しては、事前に見学や面接を行い、施設利用の目的、期間等を確認し、施設の基本方針、サービスプラン等を十分に説明するとともに、本人の施設利用の意思を確認します。
- ④ 利用者の生活歴を把握し、人としてより豊かな生活がおくれるよう支援します。
- ⑤ 施設利用の終了については、本人及び家族等の意思を十分に確認し、適切に対応します。

(3) 心身の安全と健康の保持

- ① 利用者の生活環境の整備を推進し、事故防止と安全確保に努めます。
- ② 常にきめ細やかなケアを心掛けるとともに、日頃から医療機関との綿密な連携を図り、利用者の健康保持に配慮します。
- ③ 利用者の薬の服用については、服用内容を十分確認し、適切に行います。
- ④ 利用者に関わる事故や疾病については、速やかに家族等にお知らせし、本人及び家族等に十分説明します。

(4) プライバシーの保護

- ① 職務上知り得た利用者の個人情報等については、秘密を保持します。
- ② プライベートな時間と場が確保されるよう配慮します。
- ③ 居住空間については、プライバシーを守ります。
- ④ ソーシャルメディア（ブログ、フェイスブック、ツイッター、掲示板、ホームペ

ージ等インターネットを利用した情報発信媒体をいう。)において機密情報を発信することも機密情報の使用、開示又は漏洩に当たるため、当該行為を絶対に行わないことを誓約いたします。

(5) 財産の管理

利用者の年金や預り金等の管理は、「金銭管理要綱」に基づき適切に行い、事故防止に努めるとともに、その使用については、利用者及び家族の意思に基づき行えるよう支援します。

(6) 専門的な支援

- ① 利用者一人ひとりの個性や障害態様等に応じ、可能性を伸ばし自立を促すような支援を行います。
- ② 利用者の意思を尊重し、各職員がその支援内容を共有し、連携のもとに支援します。
- ③ 利用者と支援者の対等な関係に基づく、信頼と納得が得られるサービスプランの立案を行います。
- ④ 利用者の生活が、社会一般の文化や生活習慣などにできるだけ反映されたものとなるようにします。
- ⑤ 利用者が社会的なマナーやルールを身につけられるように、多様な機会を提供します。
- ⑥ 利用者が地域の社会資源を活用した体験の機会を多く持てるようにします。
- ⑦ 全ての利用者にとって「働く」ことの意義の理解が進むようにします。
- ⑧ 地域生活や就労生活に関する利用者の意向を尊重し、その可能性を育み実現に向け支援します。
- ⑨ 利用者の生活環境に配慮し、生活の場と作業の場を可能な限り明確に区別するようにします。

(7) 業務の透明性の確保

- ① 施設運営、支援内容等に関し、利用者や家族に定期的に説明するとともに、意見、要望等を聞く機会を設け、利用者等の意見が反映されるようにします。
- ② サービスの自己評価制度及び苦情解決制度を実施することにより、利用者に対するサービスの質の向上を図ります。

2. 日常生活における支援体勢

- ① 常に利用者と職員の挨拶を励行するとともに、利用者の日常的な会話に耳を傾け意思の疎通と情緒の安定を図ります。
- ② 利用者に対し、日常生活や行事等の日程は予め確実に伝え、円滑に日常生活を送れるようにします。
- ③ 食事や入浴等、生活時間にゆとりを持たせ、楽しくゆったり過ごせるようにします。
- ④ 利用者と交わした約束は守ります。

3. 禁止事項

ここに定める事項は、職員一人ひとりが厳に謹み、行ってはなりません。したがって利用者個々の状況により、一定の制限行為を実施する場合には、緊急止むを得ない場合及び事前に本人・家族等に十分説明し承諾を得た場合に限られます。

また、この場合講じられる措置は、事業計画や個別支援プログラム等に明記し位置づけられ、実施される必要があります。

(1) プライバシー侵害の禁止

- ① 利用者の入浴、衣服の着脱、排泄等の際に異性職員による介助及びこれに準ずる支援をすること。
- ② 利用者個人宛の郵便物等を本人の了解なしに開封すること。
- ③ 利用者の衣服の着脱やトイレ使用の際、人目にふれるなど配慮に欠けること。
- ④ 本人の了解なしに居室に入ったり、所持品の確認をすること。
- ⑤ 利用者本人や家族の了解を得ずに、本人の写真、名前又は製作者名の入った作品を掲載、展示したりすること。

(2) 制限の禁止

- ① 自傷や他の利用者に害を与えるなどの理由により、安易に行動上の制限を加えること。
- ② 利用者と家族、知人との間の電話や手紙など制限すること。
- ③ 利用者の帰省、面会、外出等の自由を一方的に制限すること。

(3) 強要の禁止

- ① 命令口調や態度で利用者に指示すること。
- ② 作業等の諸活動に対し、いたずらにノルマを課すこと。
- ③ 施設側の都合で帰省や施設利用の終了を強要すること。
- ④ 利用者個々の人格を無視した画一的な行為を強要すること。

(4) 差別の禁止

- ① 殴る、叩く、蹴る等の暴力行為を行うこと。
- ② 正座・直立させるなどにより肉体的苦痛を与えること。
- ③ 身体拘束、閉じこめ等、行動を制限する行為を行うこと。
- ④ 健康上の理由のない食事制限や長時間の放置をすること。
- ⑤ 命令的、威圧的な言葉遣いや態度又は無視等による精神的苦痛を与えること。
- ⑥ 性的嫌がらせ、わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること。
- ⑦ 利用者に関わる体罰等を見て見ぬ振りをすること

社会福祉法人 心友会 沿革

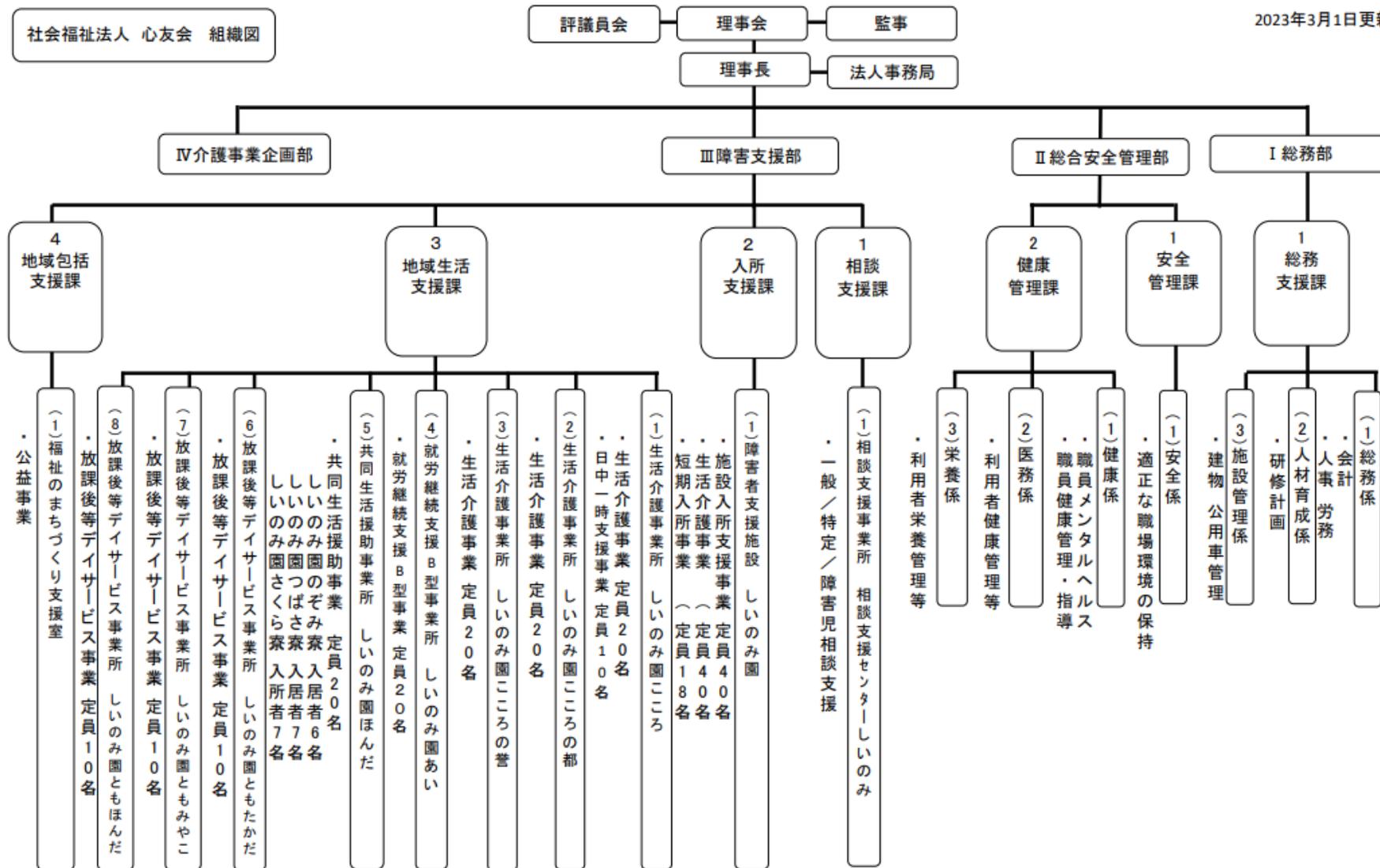
平成10年 7月20日	社会福祉法人心友会設立準備委員会立ち上げ 千葉市緑区高田町知的障害者入所更生施設準備委員会開設
平成14年 3月20日	社会福祉法人心友会設立の認可（社会福祉法第32条の規定） 千葉市指令保障第406号
平成15年 3月1日	知的障害者更生施設「しいのみ園」 認可 事業者番号12100200033318 知的障害者短期入所「しいのみ園」 認可 事業者番号12100200033136
平成15年 4月1日	千葉市緑区高田町に知的障害者更生施設しいのみ園開所 （定員 50名 短期入所 6名）
平成17年 4月1日	児童短期入所認可（定員 宿泊6名 日中預かり15名）
平成18年 4月1日	自活訓練事業認可（定員2名） 事業者番号12100200033318
平成18年 10月1日	障害者自立支援法施行に基づく指定障害者福祉サービス事業 短期入所「しいのみ園」 認可 事業所番号1210100762
平成19年 4月1日	日中一時支援事業所認可（千葉市委託） 事業所番号1260100761 （定員 日中預かり型10名 放課後対策型15名）
平成20年 6月1日	共同生活介護・共同生活援助事業「しいのみ園ほんだ」認可 事業所番号1220100216 運営開始（定員6名）（しいのみ園あゆみ）
平成20年10～3月	障害者自立支援基盤整備事業 しいのみ園デイコーナー増築・新支援員室の新設
平成21年 4月1日	生活介護事業「しいのみ園ころ」 認可 事業所番号1210101653 運営開始（定員20名）
平成21年 4月10日	共同生活介護・共同生活援助事業「しいのみ園ほんだ駅前」 運営開始（定員6名）（しいのみ園のぞみ）
平成21年 12月3日	韓国 学校法人 瑞江学園 瑞江情報大学 交流協約書の締結
平成22年 3月	財団法人中央競馬馬主社会福祉財団様 社団法人中山馬主協会様の助成により しいのみ園1階2階共用廊下張り替え工事
平成22年 4月	千葉市障害児等療育支援事業認可（千葉市委託）
平成22年 7月	児童デイサービス（Ⅱ型）事業「しいのみ園とも」 認可 事業所番号1210100762 運営開始（定員10名）
平成23年 3月	社会福祉法人 清水基金様の助成によりトヨタノア購入
平成23年 4月	共同生活介護・共同生活援助事業「しいのみ園ほんだ2丁目」 運営開始（定員6名）（しいのみ園ひかり）
平成23年 4月	生活介護事業「しいのみ園ころの都」認可 事業所番号1210102065 運営開始（定員20名）
平成23年 5月	「しいのみ園とも」 「しいのみ園ころの都」 事業所へ移動
平成23年 11月	財団法人JKA様（オートレース補助事業）の助成によりトヨタハイエース購入
平成24年 4月	障害者自立支援法新法移行 障害者支援施設「しいのみ園」 事業所番号1210100762 運営開始（定員 生活介護40名/施設入所支援40名）

社会福祉法人 心友会 沿革

平成24年 4月	共同生活介護・共同生活援助事業「しいのみ園ほんだみどり」 運営開始（定員7名）（しいのみ園つばさ）
平成24年 4月	放課後等デイサービス事業「しいのみ園とも みやこ」事業所番号1250100144 運営開始（定員10名）
平成24年 4月	放課後等デイサービス事業「しいのみ園とも たかだ」事業所番号1250100136 運営開始（定員10名）
平成24年 4月	特定相談支援事業所「相談支援センターしいのみ」 認可 事業所番号1230100271 運営開始
	障害児相談支援事業所「相談支援センターしいのみ」 認可 事業所番号1270100033 運営開始
	指定一般相談支援事業所「相談支援センターしいのみ」 認可 事業所番号1230100271 運営開始
平成24年 4月	日中一時支援事業所（放課後対策型） 千葉市サービスの廃止により事業廃止
平成24年 7月	社会福祉法人 千葉県共同募金会様の助成により スズキワゴンR購入
平成24年 7月	障害者自立支援基盤整備事業 しいのみ園厨房/食堂 増改築工事
平成25年 4月	障害者総合支援法に移行
平成26年 3月	日本財団様の助成により スズキキャリィ購入
平成26年 4月	千葉市障害者短期入所増床事業 定員16名から18名へ変更
平成26年 4月	しいのみ園ほんだ 共同生活援助事業へ一元化
平成26年 6月	経済連携協定（EPA）事業を国際貢献事業として捉え受け入れ準備 （平成27年度フィリピン介護福祉士候補2名）
平成27年 3月	日本財団様の助成により ホンダ ステップワゴン2台購入
平成27年 3月	千葉市GHスプリンクラー整備事業 しいのみ園ほんだ（あゆみ、のぞみ、ひかり、つばさ）スプリンクラー整備完了
平成27年 12月	経済連携協定（EPA）事業を国際貢献事業として捉え受け入れ開始（第一期生） （平成27年度フィリピン介護福祉士候補2名）
平成28年 2月	地域包括支援事業「福祉のまちづくり支援室」開設
平成28年 3月	29人乗りマイクロバス トヨタコースター購入
平成28年 3月	日本財団様の助成により しいのみ園こころの都 ホンダステップワゴン購入 ※8人乗り
平成28年 3月	しいのみ園 大規模修繕工事完了
平成28年 3月	千葉市指定障害者グループホーム整備事業の助成により 「しいのみ園ほんだ藤沢」（さくら寮）新築工事完了
平成28年 3月	千葉市障害者グループホーム自動火災報知設備整備補助金により 「しいのみ園ほんだ」（あゆみ寮）自動火災報知設備整備 「しいのみ園ほんだ駅前」（のぞみ寮）自動火災報知設備整備
平成28年 12月	経済連携協定（EPA）事業を国際貢献事業として捉え受け入れ（第二期生） （平成28年度フィリピン介護福祉士候補2名）
平成29年 2月	日本財団様の助成により しいのみ園 ホンダN-BOX購入 ※4人乗り
平成29年 10月	運動場設備工事完了

社会福祉法人 心友会 沿革

平成29年 12月	財団法人JKA様の助成により しいのみ園 トヨタハイエース購入 ※10人乗り
平成31年 3月	しいのみ園ともみやこ 千葉県福祉サービス第三者評価 受審済み
平成31年 4月	生活介護事業「しいのみ園こころの誉」 認可 事業所番号1210104392 運営開始（定員20名）
令和1年 9月	強度行動障害を有している方のための施設「絆棟」 運営開始（定員5名）
令和1年 12月	経済連携協定（EPA）事業を国際貢献事業として捉え受け入れ（第三期生） （令和1年度フィリピン介護福祉士候補2名）
令和2年 3月	しいのみ園ともたかだ 千葉県福祉サービス第三者評価 受審済み
令和2年 4月	職場の健康管理、安全管理を掲げ総合安全管理部を立ち上げ
令和3年 3月	しいのみ園こころの都 千葉県福祉サービス第三者評価 受審済み
令和3年 3月	就労継続支援B型事業「しいのみ園こころ」 廃止 「しいのみ園こころ」 生活介護事業所へ移行
令和3年 4月	就労継続支援B型事業「しいのみ園あい」 事業所番号 運営開始（定員20名）
令和3年 4月	放課後等デイサービス事業「しいのみ園とも ほんだ」 事業所番号 運営開始（定員10名）
令和3年 8月	しいのみ園こころの誉 千葉県福祉サービス第三者評価 受審済み
令和3年 9月	樹齢60年の桜の木が「ふくろうの森」（仮称）に移植
令和3年 9月	経済連携協定（EPA）事業を国際貢献事業として捉え受け入れ（第四期生） （令和3年度フィリピン介護福祉士候補1名）
令和4年 2月	財団法人JKA様の助成により しいのみ園ともたかだ 日産キャラバン購入 ※10人乗り
令和4年 3月	日本財団様の助成により しいのみ園ともみやこ 日産セレナ購入 ※8人乗り
令和4年 4月	社会福祉法人 心友会 創立20周年
令和4年 5月	障害者支援施設「しいのみ園」日中一時支援事業 廃止
令和4年 6月	しいのみ園こころ「日中一時支援事業」（10名定員）運営開始
令和5年 1月	経済連携協定（EPA）事業を国際貢献事業として捉え受け入れ（第五期生） （令和4年度フィリピン介護福祉士候補2名）
令和5年 1月	しいのみ園こころ 千葉県福祉サービス第三者評価 受審済み
令和5年 2月	しいのみ園 千葉県福祉サービス第三者評価 受審済み
令和5年 2月	社会福祉法人 心友会 創立20周年記念誌を発行



I. 総務部

1. 総務支援課

(1) 総務係

作成者 松岡 泰子

基本方針

社会福祉法人として透明性の確保に努め法人の健全な発展を目指す。

- ① 職員の業務の標準化に向けたマニュアルづくりをすすめる。
- ② 社会福祉法人の経営・運営の透明性を担保し情報公開を社会に対して発信する。
- ③ 経営判断をスムーズにできるように各種仕事の数値化をはかる。

事業内容

- ① 公印の保管及び公印捺印書類の保管（写）、理事長印の書類（写）の保管。
- ② 当該関係機関との連絡とそれに関する調整。
- ③ 理事・評議員会開催の調整。
- ④ 理事・評議員会の議事録作成管理。
- ⑤ 公式書類の保管及び管理。
- ⑥ 職員の教育に関する研修会の申し込み。
- ⑦ 職員の勤務状況の把握（有給休暇の管理）
- ⑧ 利用者の預かり金（お小遣い）管理、及び年金の管理と保護者への現金出納帳、元帳の作成及び報告。
- ⑨ 利用者のお小遣いの使途管理及び確認。
- ⑩ 小口現金の管理と報告。
- ⑪ 介護給付費の請求及び入金の確認等。
- ⑫ 物品納入業者及び工事請負の見積もり及び契約に関すること。
- ⑬ 予算、決算に関すること。
- ⑭ 予算案、決算案の作成。
- ⑮ 資産・財産の管理に関すること。
- ⑯ 寄付金の受け入れに関すること。
- ⑰ 職員の人事に関すること。
- ⑱ 職員の給与に関すること。
- ⑲ 規程、規則、内規等の管理に関すること。
- ⑳ 職員の労務管理及び福利厚生、その他、保険契約に関すること。
- ㉑ 補助金請求に関すること。
- ㉒ 本人負担金請求事務に関すること。
- ㉓ その他会計事務に関すること。
- ㉔ 行政当局、所轄消防署、警察署、土木事務所との連絡及び調整に関する業務。
- ㉕ 事業計画、事業報告、決算、予算の遂行、管理に関すること。

- ②⑥ 職員の人事システムに関する人材養成、研修指示書、資料、記録の管理。
- ②⑦ 法人の事務に関すること。
- ②⑧ EPA（経済連携協定）、在留資格、技能実習、特定技能に関する事務手続き。
- ②⑨ 韓国人介護福祉士候補生に関する事務手続きに関すること。
- ③⑩ 職員の退職金、福利厚生に関する第三者機関との連絡調整に関すること。
- ③⑪ ITを活用した業務効率向上に向けた取り組みに関すること。
- ③⑫ デジタル化に伴う諸手続きの変更申請
- ③⑬ オンライン研修及び会議等の開催準備・申し込み
- ③⑭ 出退勤システムの導入と勤怠管理。

(2) 人材育成係

① 国内研修、海外研修、施設内研修

作成者 長谷川由佳

基本方針

社会福祉法人の社会的責任や存在意義が厳しく問われる時代のなか、経営環境の変化によって、人材育成の重要性が高まっている。法人理念の具現化に向けて積極的に行動し、地域に貢献できる社会福祉従事者を育成する。各職域における職員の知識・技術の向上を図り、法人職員として有能な人材を育成するための研修活動を実施する。

事業内容

a 国内研修

全国社会福祉法人経営者協議会主催の研修
全国社会福祉法人経営青年会主催の研修
全国児童発達支援協議会主催の研修
千葉県（市）社会福祉協議会主催の研修
全国障害者福祉関係職員研究大会
日本知的障害者福祉協会主催の研修
強度行動障害のある方の支援者に対する研修（16人研修）
その他、行政、学校、連絡会等の研修

b 海外研修

韓国瑞江情報大学交流協約に基づいた人材交流、施設見学研修（随時）
フィリピンEPA事業を通じた現地交流、施設見学
※新型コロナウイルスの感染状況を確認し実施する

c 施設内研修（実践報告発表含む）

雇入れ時研修
（防災、感染症、就業規則、行動規範、虐待・身体拘束、ハラスメント）
新人職員研修（年11回）
虐待防止・身体拘束研修（権利擁護含む）
自己啓発の奨励
強度行動障害のある方に対する取り組み、事例研究
福祉QC活動、ISO準備活動
第三者評価受信の実施

活動計画

施設運営に支障が出ないように、無理無駄のない年間計画を定め、全職員に対し、実施するものとする。自主的に取り組む職務遂行能力向上に向けての努力（資格取得・通信教育受講・セミナー参加）を奨励し、業務に支障のない範囲で勤務調整を行う。研修の参加においてはZOOM等も活用し、臨機応変に対応を行う。

② 外国人介護福祉士候補生学習計画

作成者 岩沼 圭子

基本方針

国際貢献、少子化による福祉人材不足等を補うため、E P A外国人介護福祉士候補生の介護ビザ取得に向けた、学習支援を目的とする。

事業内容

- a E P A介護福祉士候補生の介護福祉士資格取得
- b E P A介護福祉士候補生の日本語能力試験 1～3 級取得

活動計画

別添 1 E P A外国人介護福祉士候補生 学習プログラム参照 (P14～P16)

EPA介護福祉士候補者の就労開始から国家試験受験までの就労月別標準的学習プログラム

1ヶ月目から12ヶ月目(1年目)

就労月数	介護の知識・技術(国試対策)	介護の日本語	国による学習支援等
	学習目標/学習内容等	学習目標/学習内容等	
1ヶ月目	○障害者支援での生活支援業務を通しての学習	■基礎漢字、カタカナ語及び文法の復習	<p>■左の学習を支援するため下記の学習支援等実施。</p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習教材の提供(就労開始時) ・日本語習熟度テストの実施、個別学習アドバイスの提供 ・介護の漢字・語彙等の定着度を測る定期的な確認テストの実施及び学習アドバイスの提供 ・介護の日本語等の修得を目標とした定期的な集合研修の実施 ・研修好事例等の提供 ・千葉県を通じた施設での研修経費のへの助成等
2ヶ月目	■施設・事業所の雰囲気に慣れる。 【学習内容】		
3ヶ月目	・法人の基本理念の理解	■介護の頻出漢字と語彙の習得	
4ヶ月目	・施設・事業所のサービス内容の理解 ・施設・事業所の場所の理解		
5ヶ月目	・施設・事業所の方針等の理解 ・介護導入研修での言葉(名称を含む)と実際の業務で使用されている言葉の整理と確認	■読解力・速読力の養成	
6ヶ月目	■職員構成を業務内容と共に理解する。 【学習内容】		
7ヶ月目	・どのような職種の方が働いているのか業務内容も含む整理と理解	■国試頻出漢字・語彙等の修得	
8ヶ月目	・生活支援職員の業務内容とその意味の整理と理解		
9ヶ月目	・生活支援職員の業務パターンとその業務内容の整理と理解		
10ヶ月目	・生活支援職員間、生活支援職員と他職種との連携の意味と必要性の理解 (チームアプローチ)		
11ヶ月目	■利用者の疾病・障害特性をはじめとする状態を理解する。 【学習内容】		
12ヶ月目	・利用者の特性(障害特性、疾病、高齢特性等)の整理と理解		

EPA介護福祉士候補者の就労開始から国家試験受験までの就労月別標準的学習プログラム

13ヶ月目から24ヶ月目(2年目)

就労月数	介護の知識・技術(国試対策)	介護の日本語	国による学習支援等
	学習目標/学習内容等	学習目標/学習内容等	
13ヶ月目	<p>■目標：受験学習への準備(4ヶ月間)</p> <p>【学習内容】</p> <p>1、「国家試験の基礎知識の修得」への円滑な移行を図るため日本の社会、日本の障害者・高齢者、日本の障害福祉サービス・介護等の全体像を教材等により捉える</p> <p>2、介護福祉士国家試験の全体像の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士として必要な基本の生活支援技術の修得 ・介護技術講習(希望によって実務者研修)の内容の理解等 <p>■目標：国家試験の基礎知識の修得(8ヶ月間)</p> <p>【学習内容】</p> <p>学習教材、学習支援事業(集合研修、通信添削指導)等を活用しての学習、筆記試験の把握と理解(4領域と領域ごとの科目の内容)</p> <p>(1)領域【人間と社会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間の尊厳と自立 ・人間関係とコミュニケーション <p>(2)領域【介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護の基本 ・コミュニケーション技術 ・生活支援技術 ・介護過程 <p>(3)領域【こころとからだのしくみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達と老化の理解 ・認知症の理解 ・障害の理解 ・こころとからだのしくみ <p>(4)領域【医療的ケア】</p> <p>(5)総合問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各領域で学んだ知識と技術が総合的に必要 	<p>■左の学習を支援するため下記の学習支援等実施。</p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習教材の提供 ・国家試験の基礎知識の定着度を測る定期的な通信添削指導の実施及び学習アドバイスの提供 ・国家試験の基礎知識の修得を目標とした定期的な集合研修の実施 ・国家試験対策動画講義の提供 ・介護技術講習会(希望によって実務者研修)の内容等に関する情報提供 ・研修好事例等の提供 ・千葉県を通じた施設での研修経費のへの助成等 	
14ヶ月目			
15ヶ月目			
16ヶ月目			
17ヶ月目			
18ヶ月目			
19ヶ月目			
20ヶ月目			
21ヶ月目			
22ヶ月目			
23ヶ月目			
24ヶ月目			

EPA介護福祉士候補者の就労開始から国家試験受験までの就労月別標準的学習プログラム

25ヶ月目から38ヶ月目(3年目)

就労 月数	介護の知識・技術(国試対策)	介護の日本語	国による学習支援等
	学習目標/学習内容等	学習目標/学習内容等	
25ヶ月目	<p>■目標：新カリキュラムの基礎知識の確立と総合的な理解力の養成 (13ヶ月間)</p> <p>1、介護福祉士国家試験の各科目の出題内容の理解 2、計画に基づいたサービス提供の意味と必要性についての理解</p> <p>【学習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習教材、学習支援事業（集合研修、通信添削指導） ・ケアプランの作成、ケアカンファレンスへの参加等により学習 ・通信添削指導（学習支援事業）等により習得度を確認 <p>■目標：国試問題に対する解答力とスピード力の養成/候補者各自の学 びの確認と、得意科目と不得意科目の把握（13ヶ月間）</p> <p>【学習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合研修（模試、学習支援事業等）への参加 ・各種模擬試験の受験と活用 ・過去の国家試験問題の活用 <p>■目標：介護技術講習会（希望によって実務者研修）の受講</p>	<p>■左の学習を支援する為 下記の学習支援等実施 記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習教材の提供 ・国家試験の基礎知識の 定着度を測る定期的な通 信添削指導の実施及び学 習アドバイスの提供 ・国家試験の基礎知識の 修得を目標とした定期的 な集合研修の実施 ・国家試験対策動画講義 の提供 ・集合研修において模試 を実施及び個別成績等を 提供 ・（受験直前期） 国試受験直前対策を目的 とした集合研修を実施。 ・研修好事例等の提供 	
26ヶ月目			
27ヶ月目			
28ヶ月目			
29ヶ月目			
30ヶ月目			
31ヶ月目			
32ヶ月目			
33ヶ月目			
34ヶ月目			
36ヶ月目			
37ヶ月目			
38ヶ月目	介護福祉士国家試験受験		

(3) 施設管理係

作成者 高山嶺

基本方針

利用者にとっての住みやすい環境づくり・美観維持・防火管理、職員にとって働きやすい職場にするための環境づくり

- ① 日々の清掃の充実・定期清掃の充実。
- ② 不具合箇所・破損箇所の早期発見・補修整備。
- ③ 日々の防火管理業務。
- ④ 施設整備の管理・備品・鍵等の管理徹底。

事業内容

- ① 清掃業務
 - a 毎日清掃の職員分担化。
 - b 定期清掃の実施
- ② 建物管理（しいのみ園グループ全体）
 - a 不具合報告書の職員提出の徹底。
 - b 破損箇所の補修（出来る所は自分で）。
 - c 定期点検の年間計画作成（エレベーター・貯水槽・キュービクル等）。
 - d しいのみ園本体の建物知識・設備知識向上に努める。
 - e 新規事業立ち上げ時・増築・改修工事。
 - f 新規建物施行前・施工中・施工後の打ち合わせ・管理等。
 - g 新築・増築時、消防・市役所等との建築確認申請書類作成。
- ③ 公用車管理
 - a 鍵の管理。
 - b 車検証・自賠責保険・任意保険管理。
 - c 車の整備管理（オイル交換・タイヤ交換等）。
 - d 車検の管理。
 - e 公用車ボディの傷の修繕等
- ④ 防火管理
 - a 日々の防火管理に努める（火気関係・閉鎖障害等）。
 - b 防災・救急委員会と消防・警察等関係機関との連携。
 - c 防火区域の徹底。
- ⑤ 安全運転管理
 - a 職員への安全運転意識向上の為の講習会の実施（自転車講習含む）
 - b 新人職員への運転教育・管理。
 - c 安全運転委員会との連携

Ⅱ．総合安全管理部

1．安全管理課

(1) 安全係

作成者 中根 慶太

基本方針

職場の安全環境の向上を目指し、職員にとって働きやすい環境を整える。
施設全体の感染症予防策として、安全管理課と協力し、新型コロナウイルス感染症マニュアル改訂版の作成に努める。

事業内容

- ① 職場環境の現状把握
- ② 職場の意見、要望等をアンケート等を活用して現場の声を吸い上げる
- ③ 職場のモラル向上を図り職員お互いが尊重できるような職場づくり
- ④ 職場環境の安全パトロールの実施
- ⑤ 快適職場の目標設定（ワクチン接種、職員研修の調整含む）
- ⑥ 社会保険労務士等の専門家との連携
- ⑦ 健康係、医務係と連携した感染症対策マニュアルの作成及び周知徹底
- ⑧ ストレスチェック
- ⑨ 感染症に関する消耗品の管理（抗原検査キット含む）
- ⑩ 労基署への届け出（健康診断結果等）

活動計画

職場環境の現状把握を図るため、職場内安全パトロールや職場環境アンケートをとり、職員にとって働きやすい環境を作るための現場の声を吸い上げる。また、職員間のモラル向上を図るため、研修等を企画して職員が働きやすい職場環境を整える。

各事業所において快適な職場の目標設定を行い、事業所会議等で話し合えるよう声掛けを行う。

健康係、医務係と連携し、様々な感染症対策を立案し実行管理する。（2023年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症5類変更に伴う感染症対策を含む）

福祉施設の特性上、クラスター発生時の職員の出勤有無をあらかじめ確認する。（職員個々の家庭事情の確認含む）

感染症対策として、全事業所のマニュアル整備（改善点・反省点の検討を踏まえた感染症対策マニュアル改訂版の作成）

2. 健康管理課

(1) 健康係

作成者 十枝 英理

基本方針

産業医、衛生管理者と連携を取りながら全ての職員の健康管理を行う。
職員の健康維持・増進を図ることで身体的にも精神的にも安定した状態で仕事が出来るようにする。また、健康管理により病欠・療養休暇者・病気退職者を減らす。

事業内容

- ① 医務係と連携し、適切な定期健康診断を実施。
 - a 健康診断委託先を千葉県民保健予防財団にし、職員の健康管理台帳を作成し通年を通して健康管理をしていく。
 - b 「35歳・節目健康診断」、「特定健診」を各法律規定通りに実施。
- ② 健康診断の結果説明会を行い、適切な指導を行う。コロナの状況に応じて集団指導、個別指導か判断する。また、再検査や精密検査の受診奨励。治療中の疾患の確認。
- ③ 職員のストレス状態を把握し、メンタルヘルス相談を行う。
 - a 総務係の面接でメンタル的アドバイスが必要な職員の相談、受診勧奨。必要に応じて、職場環境の変更や勤務時間の変更等、総務係と相談、検討。
- ⑥ 職員研修の実施
安全係、医務係と連携し、職員の知識向上を図る。
(職員の健康管理やメンタルヘルスに関する事。)

(2) 医務係

作成者 十枝 英理

基本方針

- ① 利用者の健康管理、保持増進 悪化予防、感染予防
- ② 障害、疾病の理解、異常の早期発見
- ③ 職員間の連携、情報を共有
- ④ 保護者と連携
- ⑤ 個人情報保護の徹底
- ⑥ 地域生活との連携（グループホーム・各事業所）
- ⑦ 業務マニュアル作成し明確化
- ⑧ 職員研修の実施

事業内容

- ① 健康管理
 - a 利用者の障害、疾病への対策
 - ・バイタルサイン測定一般状態の観察。
起床時：（支援員実施）バイタルサイン測定し異常時の再測定。
 - ・排泄状態の確認。
 - ・病的症状見られ必要と判断する場合は受診。
 - ・支援員、栄養士と連携し必要な情報獲得・対策を速やかに周知徹底。
 - ・利用者の生活状況を観察・援助（夜間の状況も重視する）。
 - ・栄養管理（栄養状態の確認、食事箋の発行）
 - ・新規利用者健康状態の確認（B型肝炎・C型肝炎）
 - ・アセスメント整理・作成・更新（緊急時含む）
 - b 定期健康診断・その他定期検査の実施
 - ・対象：利用者（しいのみ園、グループホーム、各事業所、地域在宅者）全職員。
 - ・年2回実施：6月・12月
（職員・短期利用者・グループホーム利用者は1回／年、夜勤従事職員は2回／年
（春：夜勤従事職員・全入所利用者 秋：職員・全利用者）
医療機関：千葉県民保健予防財団
*健診結果に異常がある場合、受診する。
利用者全員の保護者に結果用紙を郵送または手渡し不明点等ある場合は、
相談に応じる。
 - c 歯科検診・・・医療法人社団 千歯会 訪問歯科診療部
 - ・2回／月（グループホームは1回／月）利用者、医療機関、施設の都合で変更可。
 - ・新規で受診する場合は保護者の同意書、申込書が必要。
結果は必要時家族に報告する。

- ・予防歯科を基本とする。

訪問歯科で対応困難な場合は、医療機関へ紹介状を持参し受診。

d 医療管理

- ・必要と認められる利用者は連携医療機関を受診。
情報提供用紙に受診者の状態を記載し医師に報告。
適切な受診を実施。(本人と共に家族が同伴する場合もある)
- ・1回/月 泉中央病院(連携医療機関)による往診を実施。
主に内科的な服薬治療が必要な利用者が対象であり、検査・精査が必要な場合は医療機関を受診する。
- ・2回/年 栄養士と連携し健康診断結果による健康状態の確認、食事量・形態の見直し

e 体重管理

- ・体重を測定し、増減等をチェックし、栄養士・支援員・保健師と連携し必要時は対策をたてる。

② 感染予防対策

- ・全職員への標準感染予防策(スタンダード・プリコーション)の指導徹底。
- ・定期的な予防接種の実施(インフルエンザ・肺炎球菌・コロナ等)
- ・感染を疑う場合は速やかに受診する。
- ・感染を疑う場合:拡大防止策の徹底、蔓延を防止。
- ・感染症予防・拡大予防マニュアルの周知・徹底。

③ 内服薬管理・調整

- ・内服薬は一包ずつ印字にて記名、医務室のロッカー管理、施錠。
- ・利用者各人の内服薬の残量管理・調整。
- ・配薬箱に配薬(朝・昼・夕・就前)看護師によりダブルチェック。
- ・配薬表と共に各寮に配置・変更等があった時は配薬表に記載し口頭でも報告。看護師間で共有出来るようにする。
- ・不安・不穏・不眠時の頓服薬の管理:各寮薬品庫へ必要量を保管し、一部は医務室保管・残薬数は1回/週 確認。
- ・誤薬防止に向けた予薬マニュアル作成。
- ・各寮の常備薬(感冒薬 発熱時の解熱薬など)残薬数の確認 整理。
- ・利用者の内服内容変更時用に、薬情報紙を寮に保存。(支援員閲覧用)
- ・帰省・行事時の内服薬を準備、整理、調整。
- ・短期、一時利用者の薬(持参薬)を管理し与薬。

④ 看護日誌・看護記録の整理

- ・受診時の結果や利用者の状態をしいのみ園看護記録(PC)に記載。
- ・個別看護計画の記載、必要時変更。

⑤ 保護者との連携

- ・必要時連絡、情報交換(受診の状況、内服薬の説明)。

⑥ 協力病院・指定薬局との連携、調整

a 提携協力医療機関

- ・泉中央病院：内科、外科、整形外科
委託医 医療法人社団 千葉いすみ会 泉中央病院理事長 山初順一医師
- ・浅井病院：精神科、内科、歯科
委託医 医療法人 静和会 原 広一郎医師

b 委託医以外協力医療機関

- ・おりはら耳鼻科
- ・忍足眼科
- ・石川歯科
- ・田宮クリニック
- ・かまとり皮膚科
- ・東京歯科大学千葉病院
- ・いやしのメンタルクリニック
- ・大久保クリニック
- ・こもだクリニック

c 指定薬局

- ・高田薬局
- ・フラワー薬局
- ・タカサ薬局
- ・フォレスト薬局

⑦ 医療薬品・物品補充

- ・医療品、薬剤等の購入、衛生材料の補充
- ・医務室の備品定数表を作成しチェック。

⑧ 保険証 薬手帳の管理。

⑨ 職員研修の実施

- ・薬の知識、緊急時の対応、個人防護具着脱、その他利用者に関すること。

⑩ 腸内細菌検査：1回／月実施

検査機関：株式会社 保健科学西日本 食品微生物センター

(3) 栄養係

作成者 真鍋 三千代

基本方針

利用者の健康増進を図る栄養管理・栄養指導を健康係・医務係とチームで行っていく。
利用者の健康状態（生活習慣病等）を健康診断結果からカンファレンスを行い健康状態を把握した上で、食事内容を医務に提案・連携していく。
厨房・食堂の衛生管理・指導を行う。

事業内容

- a 各利用者の栄養ケアマネジメント・個別支援計画・モニタリング
 - (a) 個々の食事形態の把握
 - (b) 疾患に対する栄養管理
 - (c) 健康係・医務係と連携
 - (d) 食事摂取基準の算出
 - (e) 2回／年 医務係と連携し健康診断結果による健康状態の確認、食事量・形態の見直し

- b 体重管理
 - (a) 医務係と連携
 - (b) 対象：利用者（体重の推移・エネルギー必要量の算出・栄養マネジメント作成）

- c 衛生管理
 - (a) 厨房・食堂内の衛生管理
 - (b) 水質検査：1回／月実施

その他

- ・ 支援員、医務係と連携し、咀嚼・嚥下等について確認・調整していく。

Ⅲ. 障害支援部

1. 相談支援課

(1) 相談支援センターしいのみ

① 特定相談支援事業・障害児相談支援事業

作成者 高山 嶺

基本方針

障害児者のサービス利用に関する相談業務を包括的に行うと共に、各機関と連携しながら利用する方一人ひとりの未来を創造し、サポートしていく。

また、基本相談支援としての役割を十分に理解し、安心して相談できる体制及びネットワークづくりや相談支援の質の確保を目指していく。

事業内容

- | | |
|--------|---|
| a 場 所 | 千葉市緑区高田町1953番地1 |
| b 営業日 | 月曜日～金曜日
土、日曜日は休業 |
| c 人員配置 | 相談支援専門員 1名以上 |
| d 相談業務 | 基本相談支援
計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援） |
| e 対象者 | 《障害者総合支援法の対象者》
障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者
障害福祉サービスを利用する全ての障害児
《児童福祉法の対象者》
障害児通所支援を利用する全ての障害児 |

サービス内容

- | | |
|---|--|
| a 計画相談支援 | |
| (a) 支給決定時 | |
| ア 支給決定又は支給決定の変更前に、インテーク、アセスメント、サービス等利用計画案、障害児支援利用計画を作成する。 | |
| イ 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整や受け入れに関する情報の周知、個別支援計画書作成時のサポートを行っていく。 | |
| (b) 支給決定後 | |
| ア 厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う。(モニタリングの実施) | |
| イ サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請のサポートを行っていく。 | |
| (c) サービス提供に関する状況確認 | |

ア サービス利用計画及び個別支援計画通りに適切なサービスが提供されているかの確認を行っていく。

イ 各サービス事業所のケース検討の際に相談支援専門員としての知識や経験を生かし、支援方法等への助言、サポートを行っていく。

b 基本相談支援

(a) 基本相談

障害を有している全ての方及び家族、事業所等の相談援助を行う。利用者及び家族のニーズを抽出し、障害福祉サービスや社会資源の活用を促進していく。また、他事業所等の情報提供や斡旋も併せて行う。

(b) 希望相談

しいのみ園グループが実施しているサービス事業所の利用希望を受け、面接、事業見学、利用に関する全般的な相談援助を行う。

(c) 各機関相談

学校や他事業所等の相談希望や見学等に対応し、各事業所の広報も兼ねながら、全般的な相談支援を行う。(学校実習等に関する相談<生活介護・就労継続支援B型・共同生活援助体験利用等>も含める)

(d) 多職種連携

相談支援を進めるうえでは、多角的視点を持たせるために、多職種との連携を大切にして、総合的にソーシャルワークの実践につなげていく。

その他

a 相談支援専門員に関する質の向上を図る為、各種研修等への参加や障害者施策の動向には迅速に対応していく。

b 他事業所や行政、地域の自立支援協議会、基幹相談支援センター等と連絡や検討の機会をつくり、ネットワークの構築を促進していく。

② 一般相談支援事業

作成者 高山 嶺

基本方針

障害を有している方が地域で安心して暮らせるようなサポート体制の構築、または地域社会との繋がりを促進し、包括的な相談援助を目的とする。

また、基本相談支援としての役割を十分に理解し、安心して相談できる体制及びネットワークづくりや相談支援の質の確保を目指していく。

事業内容

- a 場 所 千葉市緑区高田町1953番地1
- b 営 業 日 月曜日～金曜日（基本的には常時連絡ができる体制は確保することを条件とする）
土、日曜日は休業
- c 人員配置 相談支援専門員 1名
地域移行支援、地域定着支援担当者 1名
- d 相談業務 基本相談支援
地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
- e 対 象 者 <<地域移行支援>>
障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害者
精神科病院に入院している精神障害者
<<地域定着支援>>
居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者

サービス内容

- a 地域相談支援
 - (a) 地域移行支援
 - ア 地域移行に向けた地域移行計画書を作成していく。また、情報の提供や状況確認、相談援助等の訪問援助も併せて行う。
 - イ 地域生活における社会資源、公的機関の見学や障害福祉サービス事業所等への体験利用を調整していく。
 - ウ 住居の確保及び地域における生活に移行するための活動に関する相談援助を行っていく。
 - エ 関係機関等との連絡調整やケース検討の会議の調整を行う。
 - オ その他の厚生労働省令で定める便宜を図っていく。
 - (b) 地域定着支援
 - ア 地域生活をする上で、常時連絡が取れる体制を確保していく。また、担当相談員は常時、携帯電話を活用し、サポート体制の強化を図っていく。

イ 緊急訪問や緊急的な対応にも柔軟に対応し、バックアップ体制を整えていく。

b 基本相談支援

(a) 基本相談

障害を有している全ての方及び家族、事業所等の相談援助を行う。利用者及び家族のニーズを抽出し、障害福祉サービスや社会資源の活用を促進していく。また、他事業所等の情報提供や斡旋も併せて行う。

(b) 希望相談

しいのみ園グループが実施しているサービス事業所の利用希望を受け、面接、事業見学、利用に関する全般的な相談援助を行う。

その他

a 相談支援専門員に関する質の向上を図る為、各種研修等への参加や障害者施策の動向には迅速に対応していく。

b 他事業所や多職種、行政、地域の自立支援協議会等と連絡や検討の機会をつくり、ネットワークの構築を促進していく。

2. 入所支援課

(1) 障害者支援施設しいのみ園

- ① 施設入所支援事業 (定員 40 名)
- ② 生活介護事業 (定員 40 名)
- ③ 短期入所事業 (定員 18 名)

作成者 安藤成昭

基本方針

利用者に対し「人権の尊重」「安心・安全な生活の確保」「一人ひとりの幸福の追求」を重視した施設づくりを行う。その中でも、利用者の障害特性に応じた個別性に特化した支援を目指していく。また、地域資源の活用を通して地域に根差した開かれた事業所を目指していく。

事業内容

- a 所在地 千葉県千葉市緑区高田町 1953 番地 1
- b 事業の内容 施設入所支援、生活介護、短期入所
- c 定員 40 名 (施設入所支援、生活介護)
18 名 (短期入所)
- d 同一敷地内で行う事業 放課後等デイサービス事業：しいのみ園ともたかだ (定員 10 名)
特定相談支援事業、一般相談支援事業、障害児相談支援事業

活動計画

- ① 施設入所支援
 - ・主に夜間帯における日常生活上の包括的な支援を提供。
 - ・全居室、個室にて障害特性に応じた生活環境の提供。
 - ・ADL 面における総合的支援。
 - ・医療機関や看護師・栄養士と連携、健康管理を実施。必要であれば健康指導を行う。
 - ・DVD 鑑賞やカラオケ、昼食外出やおやつ外出等余暇支援の実施。
- ② 生活介護
 - ・常時支援を要する障害者に対して、日常生活上の包括的な支援を提供。
 - ・ADL 面、IADL 面における総合的支援。施設内、施設外活動を提供。
 - ・各活動班にて作業活動 (施設内・施設外) を提供。
 - (a) 農耕班 季節毎の野菜栽培を中心し、作付・栽培・収穫等の作業種を提供。
 - (b) 林産班 ホダ木運びを中心し椎茸栽培の他、週一回の散策活動を実施。
 - (c) 園芸班 ハウス内での花の管理や他事業所の植栽の水遣り作業を提供。週一回の散策活動を実施。

- (d) 室内活動班 ビーズ・壁面制作やパズル・塗り絵等、ご本人の希望に沿った作業種の提供。週一回の散策活動を実施。
- (e) 未来班 外で身体を動かすことを中心とし、散策活動・地域清掃・空き缶潰しを提供。
- (f) その他、定期的に各班にお楽しみ会を実施。

③ 短期入所

- ・在宅において生活が困難になった方へ短期間の受け入れ。
- ・介護者へのレスパイト支援の提供。
- ・必要に応じた日常生活支援の提供。

その他

- a 利用者様のニーズに添い、ひとりひとりに合った個別支援の実施。
- b 地域の行事へ積極的に参加し、地域との関わりを重視。
- c サービスの質の向上を目指し、職員研修の充実を図る。
- d ボランティア、福祉現場実習等の受け入れを積極的に行う。
- e 現状に合った業務マニュアルの運用を目指し、日々検討を行う。
規定を定め、利用者に工賃を支払う。
- g 員および利用者の日々の健康チェックやアルコール消毒・室内のこまめな換気等の防を講じ、安定的かつ継続的なサービスの提供に努める。
- h 平日中においては、就労 B 型事業所に委託をし、食事を提供している。それ以外は栄養士と連携し食事を作り提供していく。
- i 各会議の設定・議事録の周知徹底を行う。
- j 事故報告、ヒヤリハットを検討し、議事録の周知徹底を行う。

3. 地域生活支援課

(1) 生活介護事業所 しいのみ園こころ

- ① 生活介護事業 (定員 20 名)
- ② 日中一時支援事業 (定員 10 名)

作成者 橋本太陽

基本方針

①生活介護

利用者の興味や適正を見極め、個人に即した活動内容を提供すると共に健康状態の維持や体力向上を図り、個々のニーズを汲み取り、活動内容に取り入れていくことで、利用者主体の活動となるようサポートしていく。また充実感を味わうことができる活動や行事等、幅広く提供し、支援していく。

地域社会の一員という自覚を持ち、地域の社会資源などの活用を通じて積極的な社会参加を目指し、地域に根差した事業所運営を目標とする。

②日中一時支援事業

在宅の障がい者及び障がい児を一時的に預かり、見守り等の支援を行うことにより、日中における活動の場の確保並びに家族の就労支援及び介護負担の軽減を図ることを目的に実施する。

事業内容

a 所在地	千葉県緑区誉田町2-2307
b 営業日	月曜日～金曜日（祭日も含む） ※12月30日～1月3日は休業
c 営業時間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：30～16：00
d 対象利用者	千葉市内（一部市原市含む）在住で18歳以上の知的障害者の方で、障害支援区分が3以上の方（50歳以上は障害支援区分が2以上の方）
e 定員	生活介護事業所：定員20名 日中一時支援：定員10名
f 人員配置	管理者 サービス管理責任者 生活支援員 看護師 嘱託医

活動内容

生活介護

- a 集団余暇活動：健康を維持し、更に気分転換を図る事業所外活動
 - (a) 外活動（散策、球技遊び等）※グラウンド、近隣施設公園等を使用
 - (b) 室内レクリエーション（ボーリング、魚釣り、輪投げ、ボール投げ等）
 - (c) ミュージックケア、スノーズレン
 - (d) 音楽鑑賞

- b 個別余暇活動：個人の能力に応じた個別活動及び情緒面の安定を図る活動
 - (a) ミュージックケア、スノーズレン
 - (b) 音楽鑑賞
 - (c) 余暇活動（事業所内行事、外出支援等）
 - (d) 型はめ、パズル組み立て、シュレッダー掛け、プットイン、自立課題の提供。

- c 創作的活動又は、生産活動：活動は、個別での提供から小グループでの取り組みまであり、活動を通して生活リズムを整える事。達成感の共有。強みを伸ばす。季節を感じる事に取り組む。
 - (a) 創作活動（くるみボタン、ストラップ、コースター）
 - (b) 壁面活動

- d 日常生活支援：日常生活に関わる必要な支援を行う。
 - (a) 食事支援
 - (b) 排泄介助
 - (c) 整容（爪切り等）
 - (d) その他 ADL,IADL に関わる必要な支援

- e 健康管理：利用者に関わる健康管理を行い、早期発見・早期対応に努める
 - (a) ラジオ体操
 - (b) 服薬管理
 - (c) 感染症対策（手指消毒、1日3回の検温等）
 - (d) 体重測定（1回/月）
 - (e) 健康診断（1回/年）
 - (f) インフルエンザ予防接種（1回/年）

- f 地域清掃
 - (a) 千葉県緑区誉田周辺の地域清掃を行っていく。ルートを選定し、活動エリアを広げていく。

その他

- a サービスの質の向上を目指し、職員研修の充実を図る。
- b ボランティア、福祉現場実習（日中一時等）の受け入れを積極的に行う。
- c 現状に合った業務マニュアルの運用を目指し、日々検討を行う。
- d 工賃規定を定め、利用者に工賃を支払う。
- e 職員および利用者の日々の健康チェックやアルコール消毒・室内のこまめな換気等の感染症予防を講じ、安定的かつ継続的なサービスの提供に努める。
- f 食事を作り提供している。
- g 各会議の設定・議事録の周知徹底を行う。
- h 事故報告、ヒヤリハットを検討し、議事録の周知を行う。

(2) 生活介護事業所 しいのみ園こころの都

① 生活介護事業 (定員 20 名)

作成者 角田 多香子

基本方針

利用者の興味・関心・適正を見極めた活動提供及び、理解しやすい日課や作業内容とすることで、意欲的に活動に参加出来るよう支援していく。主に余暇的な活動を通して健康維持や体力向上を目指し、その上で充実感を感じることが出来る活動を提供する。また、個々のニーズを汲み取り、活動内容に取り入れていくことで、利用者主体の活動となるようサポートしていく。

地域社会の一員という自覚を持ち、地域行事の参加や地域の社会資源などの活用を通じて積極的な社会参加を目指していく。また、地域の社会資源として、地域に根差した事業所運営を目標とする。

事業内容

a 所在地	千葉市中央区都町4丁目27番地35号
b 営業日	月曜日～金曜日 (祭日も含む) ※12月30日～1月3日は休業
c 営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:30～16:00
d 対象利用者	千葉市内 (一部市原市含む) 在住で18歳以上の知的障害者の方で、障害支援区分が3以上の方 (50歳以上は障害支援区分が2以上の方)
e 定員	1日あたり20名
f 人員配置	管理者 サービス管理責任者 看護師 生活支援員 嘱託医

活動内容

- a 集団余暇活動：健康を維持し、更に気分転換を図る事業所外活動
- (a) 公園散策
 - (b) 余暇活動 (日帰り旅行、外出支援)
 - (c) 音楽鑑賞・映画鑑賞
 - (d) スノーブレン

- b 個別余暇活動：個人の能力に応じた個別活動及び情緒面の安定を図る活動
 - (a) スノーブレン
 - (b) 音楽鑑賞・映画鑑賞
 - (c) レク活動
 - (d) カラオケ
 - (e) 自立課題（型はめ、パズル、シュレッター掛け、漢字プリント等）

- c 創作的活動又は、生産活動：活動は、個別での提供から小グループでの取り組みまでであり、活動を通して生活リズムを整える事。達成感の共有。強みを伸ばす。季節を感じる事に取り組む。
 - (a) 生産活動(くるみボタン制作、バスボム作り等)
 - (b) 創作的活動（壁面装飾作り等）

- d 日常生活支援：日常生活に関わる必要な支援を行う。
 - (a) 食事支援
 - (b) 排泄介助
 - (c) 整容（爪切りや地域資源を活用した散髪等）
 - (d) その他 ADL,IADL に関わる必要な支援

- e 健康管理：利用者に関わる健康管理を行い、早期発見・早期対応に努める
 - (a) ラジオ体操
 - (b) 服薬管理
 - (c) 感染症対策（手指消毒、検温、換気等）
 - (d) 体重測定（1回/月）
 - (e) 健康診断（1回/年）
 - (f) インフルエンザ予防接種（1回/年）

その他

- a サービスの質の向上を目指し、職員研修の充実を図る。
- b ボランティア、福祉現場実習等の受け入れを積極的に行う。
- c 現状に合った業務マニュアルの運用を目指し、日々検討を行う。
- d 工賃規定を定め、利用者に工賃を支払う。
- e 職員および利用者の日々の健康チェックやアルコール消毒・室内のこまめな換気等の感染症予防を講じ、安定的かつ継続的なサービスの提供に努める。
- f 事業所が「急傾斜地の崩壊警戒区域」に指定されているため、万が一に備えて「土砂災害に関する避難確保計画を作成し、防災教育及び避難訓練を実施する。
- g 食事を作り提供している。
- h 各会議の設定・議事録の周知徹底を行う。
- i 事故報告、ヒヤリハットを検討し、議事録の周知を行う。

(3) 生活介護事業所 しいのみ園こころの誉

① 生活介護事業 (定員 20 名)

作成者：大貫 純平

基本方針

健康維持や体力向上を目指し、その上で充実感を感じることができる活動を提供する。また、個々のニーズを汲み取り、活動内容に取り入れていくことで、利用者主体の活動となるようサポートしていく。

障がい者の方が社会で生活しているという実感がもてるよう、仲間と共に活動し、生活の節目をつくり、諸活動を通じて、地域との交流を図りながら、社会参加と自立をめざし、明るい未来を求める場を目指す。

地域社会の一員という自覚を持ち、地域の社会資源などの活用を通じて積極的な社会参加を目指していく。また、地域の社会資源として、地域に根差した事業所運営を目標とする。

主にグループホームの日中活動の場として生活介護事業所としての役割と、地域の高齢化に備え障害を有した高齢者に対してサービス提供の場としての役割を担いサービスを展開していく。

事業内容

a 所在地	千葉市緑区誉田町2-21-1090
b 営業日	月曜日～金曜日 (祭日も含む) ※12月30日～1月3日は休業
c 営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:30～16:00
d 対象利用者	千葉市内 (一部市原市含む) 在住で18歳以上の知的障害者の方で、障害支援区分が3以上の方 (50歳以上は障害支援区分が2以上の方)
e 定員	1日あたり20名
f 人員配置	管理者 サービス管理責任者 生活支援員 看護師 嘱託医

活動計画

- a 集団余暇活動：健康を維持し、更に気分転換を図る事業所外活動
 - (a) ウォーキング
 - (b) 近隣散策
 - (c) ミュージックケア

- (d) 脳力トレーニング
- (e) スポーツレクリエーション
- (f) カラオケ
- b 個別余暇活動：個人の能力に応じた個別活動及び情緒面の安定を図る活動
 - (a) 音楽鑑賞
 - (b) 映画鑑賞
 - (c) 余暇活動（軽運動、足湯、外出支援等）
 - (d) 自立課題（型はめ、パズル組み立て、シュレッター掛け等）
- c 創作的活動又は、生産活動：活動は、個別での提供から小グループでの取り組みまでであり、活動を通して生活リズムを整える事。達成感の共有。強みを伸ばす。季節を感じる事に取り組む。
 - (a) 創作活動（装飾作り等）
 - (b) 生産活動（雑貨、小物づくり等）
- d 日常生活支援：日常生活に関わる必要な支援を行う。
 - (a) 食事支援
 - (b) 排泄介助
 - (c) 入浴支援
 - (d) 整容（爪切り等）
 - (e) その他 ADL,IADL に関わる必要な支援
- e 健康管理：利用者に関わる健康管理を行い、早期発見・早期対応に努める
 - (a) ラジオ体操、口腔体操
 - (b) 服薬管理
 - (c) 感染症対策（手指消毒、検温、換気等）
 - (d) 体重・血圧測定（1回/月）

その他

- a サービスの質の向上を目指し、職員研修の充実を図る。
- b ボランティア、福祉現場実習等の受け入れを積極的に行う。
- c 現状に合った業務マニュアルの運用を目指し、日々検討を行う。
- d 工賃規定を定め、利用者に工賃を支払う。
- e 職員および利用者の日々の健康チェックやアルコール消毒・室内のこまめな換気等の感染症予防を講じ、安定的かつ継続的なサービスの提供に努める。
- f 食事を作り提供している。
- g 各会議の設定・議事録の周知徹底を行う。
- h 事故報告、ヒヤリハットを検討し、議事録の周知を行う。

(4) 就労継続支援B型事業所 しいのみ園あい

① 就労継続支援B型 (定員 20名)

作成者：倉元路華

基本方針

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上を目指していく。仕事を通して、自分自身の課題と向き合いながら、目標を達成する喜びを学び、仕事に対してやりがいと誇りが持てるような人材を作り上げていく。

事業内容

- | | |
|----------|--|
| a 所在地 | 千葉県緑区誉田町2-7-121 |
| b 営業日 | 月曜日～金曜日 (祭日も含む)
※12月30日～1月3日は休業 |
| c 営業時間 | 8:30～17:30 |
| サービス提供時間 | 就労継続支援B型 9:15～16:00 |
| d 対象利用者 | 千葉市内 (一部市原市含む) 在住で18歳以上の知的障害者の方。 |
| e 定員 | 1日あたり 20名 |
| f 人員配置 | 管理者
サービス管理責任者
生活支援員
職業指導員
目標工賃達成指導員
嘱託医 |

活動計画

a リネン部門

作業場所：しいのみ園あい

作業内容：契約利用者の衣類等の洗濯及び搬入作業を行う。また、要望に応じてアイロンがけや衣類補修、名前付け等の作業を請け負う。リネン作業の他に、雑巾やヘアアクセサリ等の製造を行い、1階の店舗を中心に販売も行う。

b 製菓部門

作業場所：ふくろう屋2号店

千葉県千葉市緑区誉田町2-7-121 1階

営業日時：月～金曜日 10:00～16:00

作業内容：契約機関へのおやつ提供を目的に菓子製造を行う。調理技術の習得、就労への意欲向上を目指す。2号店の店舗でも販売できるように、商品の品質改善や生産量の増量も目指していく。

c 給食部門

作業場所：しいのみ園（厨房）

千葉県千葉市緑区高田町 1953-1

営業時間：月～金曜日

作業内容：しいのみ園グループの利用者、職員を対象に食事の提供を目的とし、食事に関わる準備や片付け・洗浄、厨房内の衛生を保つための清掃等の作業を行う。食事の現場に携わることで、就労への意欲向上を目指す。

その他

- a サービスの質の向上を目指し、職員研修の充実を図る。
- b ボランティア、福祉現場実習等の受け入れを積極的に行う。
- c 現状に合った業務マニュアルの運用を目指し、日々検討を行う。
- d 工賃規定を定め、利用者に工賃を支払う。
- e 職員および利用者の日々の健康チェックやアルコール消毒・室内のこまめな換気等の感染症予防を講じ、安定的かつ継続的なサービスの提供に努める。
- f 各会議の設定・議事録の周知徹底を行う。
- g 事故報告、ヒヤリハットを検討し、議事録の周知を行う。
- h おやつ評価表を基に、おやつの品質改善を行う。
- i 給食に関わる献立一覧表の作成、給食業者との連絡調整、食事提供の管理（通常時・緊急時・感染症発生時）を栄養士と連携しながら行う。
- j 給食委員会と連携を図り、嗜好調査に基づくセレクト食の計画を行う。

(5) 共同生活援助事業所 しいのみ園ほんだ

- ① 共同生活援助事業 (しいのみ園 のぞみ寮 定員6名)
- ② 共同生活援助事業 (しいのみ園 つばさ寮 定員7名)
- ③ 共同生活援助事業 (しいのみ園 さくら寮 定員7名)

作成者 姜 兌珉

基本方針

地域生活の中で自立した生活や地域生活でのマナーを身につけることを目的とする。利用者の主体性を尊重し、主に生活場面の介護・援助を行うとともに、就労先や日中活動を行う事業所、社会資源と共同・連携し、利用者が安心、安全に地域生活を送れるよう支援していく。

事業内容

a 所在地	千葉県千葉市緑区誉田町 2-25-75
b 事業の内容	共同生活援助
c 定員	20名
	(a) しいのみ園ほんだ駅前 (のぞみ寮) 男性6名 千葉県千葉市緑区誉田町 2-25-75
	(b) しいのみ園ほんだみどり (つばさ寮) 男女7名 千葉県千葉市緑区誉田町 2-2-157
	(c) しいのみ園ほんだ藤沢 (さくら寮) 男性7名 千葉県千葉市緑区高田町 2296-180
d 勤務体制	日 勤 8:30 ~ 17:30 夜 勤 16:00 ~ 翌日 9:30

活動計画

- a 個別支援の充実。
 - (a) 利用者及び保護者の意向を聞き取り、反映させた個別支援計画を作成する。
 - (b) 個別支援計画に沿った支援を行い、生活の質の向上に努める。
 - (c) 職員間で円満な意思疎通を行う事で共通認識を持ち、支援の統一性を図る。
 - (d) 日々の様子の変化に気付いて支援内容を検討し、一人ひとりに合った支援を展開する。
- b 体調管理に留意し、健康的な生活が送れるよう努める。
 - (a) 毎日の検温・血圧測定、毎週の体重測定を実施する。
 - (b) バックアップ施設しいのみ園医務及び地域生活支援部医務、地域医療機関と連携し、疾病予防・早期治療等に努める。
 - (c) 看護師や栄養士と連携して健康状態を把握する。また、必要に応じて通院や食事管理を行う。

c 余暇の充実を図る。

- (a) 地域で行われている行事への参加を促進する。行事等を通し、地域の方との繋がりを大切にしていく。
- (b) 個別のニーズに沿った外出計画を実施する。能力に応じて、単独での外出や地域生活支援事業のサービスを活用しながら、外出支援を継続的に行っていく。
- (c) 本人の要望に応じて代理購入や付き添いの調整を行い、生活のメリハリをつける。
- (d) 季節に沿った行事が実行できる様に努める。
- (e) 本人が主体となる余暇を模索していく。

d 支援業務

- (a) 日常生活全般にわたる相談、援助。
- (b) 日常生活における通院支援、医療機関との連携及び健康管理。
- (c) 各種手続きの代行及び援助。
- (d) バックアップ施設、日中活動先との連携、支援。
- (e) 利用者に関するケース等の会議の開催。
- (f) 各ホーム間の連携及び入居者の交流を図る。
- (g) 緊急時の対応等、安全確保。
- (h) 生活物品の不具合や故障の対応。

e 支援内容

(a) 各支援内容

個人生活支援	入浴・洗面・歯磨き・身だしなみ・布団の敷き方しまい方・タンス内の整理整頓・履物の整理・洗濯・健康管理・調理・食事などの支援、補助
社会生活支援	共同生活のルール・社会のルール・礼儀・善悪の判断・意志の交換・電話のかけ方・受け方・交通機関の利用・買い物などの支援、補助
日中活動支援	就労先、生活介護事業所との連携
余暇支援	趣味・外出・買い物・スポーツ・旅行などの支援、補助

(b) 日中活動の場

ア 平日

- (ア) 生活介護事業所への通所
- (イ) 就労系障害福祉サービス事業所への通所
- (ウ) 地域の行事参加
- (エ) スポーツや季節の行事参加（バックアップ施設しいのみ園）
- (オ) 移動時は公用車にて支援員が送迎
- (カ) 余暇外出

イ 休 日

- (ア) 買い物同行、日用品等の購入
- (イ) 余暇外出
- (ウ) 地域の行事参加

その他

- a 各会議の設定・議事録の周知徹底を行う。
- b 事故報告、ヒヤリハットを検討し、議事録の周知を行う。

(6) 放課後等デイサービス事業所 しいのみ園ともたかだ

①放課後等デイサービス事業

作成者 中根 慶太

基本方針

生活能力向上の為の訓練や集団的な療育、文化、スポーツ活動を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら障害児の自立を促進していく。また、自由な環境の中で育まれる感情の芽生えや行動の変化に応じ、個別的なプログラムを提供することで心豊かな療育支援を目指していく。

事業内容

a 場 所	千葉県緑区高田町1953-1
b 営 業 日	月曜日～土曜日（祝日も含む） 夏季休業 8月13日～8月15日 冬季休業 12月30日～1月3日
c 営 業 時 間	平日（登校日） 10:00～19:00 土曜日、祝日、休校日 8:30～17:30
d サービス提供時間	平日（登校日） 13:30～17:30 土曜日、祝日、休校日 10:00～16:00
e 送 迎	自宅及び学校まで送迎サービスを実施します。 平日（登校日） （昼）迎え出発 13:00～15:30 （夕）送り出発 17:30 土曜日、祝日、休校日 （朝）迎え出発 8:30 （夕）送り出発 16:00
f 対 象 利 用 者 様	千葉市内に住む知的障害児
g 定 員	1日あたり10名
h 開 所 日	平成24年4月1日
i 支 援 体 制	管理者1名 児童発達支援管理責任者 1名 児童指導員 2名以上
j 勤 務 体 制	日 勤1 8:30～17:30（休憩1時間） 日 勤2 10:00～19:00（休憩1時間）

活動計画

- | | | |
|---|-----------|--|
| a | 日常生活訓練 | 日常生活動作、歩行訓練及び軽スポーツ等を行う。 |
| b | 集団生活適応訓練 | コミュニケーション訓練を行う。 |
| c | 創作的活動 | 絵画、工作、陶芸、壁面作成の創作的活動を行う。 |
| d | 療育的活動 | 太鼓、ダンス、園芸活動を通して障害児の自主性の芽生えや集団適応能力の向上を図る。 |
| e | 余暇的活動 | DVD鑑賞や外出、季節行事等のリフレッシュ活動を行う。 |
| f | 支援療育方法の助言 | 家族等に対する支援技術の助言や健康チェック及びに健康相談・助言も行っていく。 |
| g | 支援サービス | 更衣、排泄、食事等の身体介助。 |
| h | 送迎サービス | 自宅及び学校等と事業所間の送迎を行う。 |
| i | 自立支援活動 | 地域の社会資源の活用や様々な環境や人の出会いにより自身の気づきを促進する。 |
| j | 学習活動 | 読書や課題学習を通して、生活能力の向上や自立生活に向けた支援を行う。 |
| k | ミュージックケア | ミュージックケアを提供し、新たな感情の芽生えや集団適応能力等の向上を図る。 |
| l | 連携支援 | 家族、学校との連携を強化し障害児に対するチームアプローチを実践する。 |

その他

- a 手続き方法は、受給者証に記載してある住所の担当行政へ申請し、サービス支給量が出た時点で契約となり、利用日やサービス内容などは個別での契約をする。
- b 感染症が発症した場合の受け入れマニュアルを活用し、保護者に協力をお願いし、より安全に受け入れを行う。
- c 連絡帳を活用し、保護者との情報交換に努める。
- d 学校へポスター、掲示物の協力を要請し、広報に繋がる活動を強化する。
- e 保護者参加行事を活用し、保護者、児童、職員の信頼関係を築き、相談しやすい環境作り、家族支援に努める。
- f 給食を作り提供している。
- g 各会議の設定・議事録の周知徹底を行う。
- h 事故報告、ヒヤリハットを検討し、議事録の周知を行う。
- i 自然災害（台風、雪）時の営業について、学校、家庭と連携し、こどもの安全を最優先した受入を行う。

(7) 放課後等デイサービス事業所 しいのみ園ともみやこ

①放課後等デイサービス事業

作成者 岩沼 圭子

基本方針

各機関と連携しながら、子どもの発達過程を把握し、放課後という貴重な時間に様々な経験を積み重ね、指導員や他の児童と関わりを持つことで心身の発達や成長を豊かで確かなものにしていく。

また、自由な環境の中で育まれる感情の芽生えや行動の変化に応じ、個別的なプログラム（生活能力向上に向けた訓練等）を提供することで、心豊かな療育支援を目指していく。

事業内容

a 場	所	千葉市中央区都町4丁目27番35号
b 営業日		月曜日～土曜日（祝日も含む） 夏季休業 8月13日～8月15日 冬季休業 12月30日～1月3日
c 営業時間		平日（登校日） 10:00～19:00 土曜日、祝日、休校日 8:30～17:30
d サービス提供時間		平日（登校日） 13:30～17:30 土曜日、祝日、休校日 10:00～16:00
e 送迎		自宅及び学校まで送迎サービスを実施します。 平日（登校日） （昼）迎え出発 13:00～14:30 （夕）送り出発 17:30 土曜日、祝日、休校日 （朝）迎え出発 8:30 （夕）送り出発 16:00
f 対象利用者様		千葉市内に住む知的障害児
g 定員		1日あたり10名
h 勤務体制		日勤1 8:30～17:30（休憩1時間） 日勤2 10:00～19:00（休憩1時間）

活動計画

- | | |
|-------------|---|
| a 日常生活訓練 | 日常生活動作、歩行訓練、軽スポーツや音楽活動を行っていく。 |
| b 集団生活適応訓練 | 会話、手話等のコミュニケーション訓練を行っていく。 |
| c 創作的活動 | 調理、絵画、工作等の室内活動を行っていく。 |
| d 余暇的活動 | DVD鑑賞や音楽鑑賞等のリフレッシュ活動を行っていく。 |
| e 支援療育方法の助言 | 家族等に対する支援技術の助言や健康チェック及びに健康相談・助言も行っていく。 |
| f 支援サービス | 更衣、排泄、食事等の身体介助。 |
| g 送迎サービス | 自宅及び学校等と事業所との間の送迎。 |
| h 自立支援活動 | 地域の社会資源の活用や様々な環境や人の出会いにより、自身の気づきを促進していく。 |
| i 学習活動 | 読書や課題学習を通して、生活能力の向上や自立生活に向けた支援を行っていく。 |
| j ミュージックケア | ミュージックケア等を活用し、新たな感情の芽生えや集団適応能力等の向上を図っていく。 |

その他

- a 一般社団法人 日本発達障害ネットワーク 認証事業の認定基準平成30年10月1日に適合認定される。厚生労働省のガイドラインに沿って運営を継続して行なっていく。
- b 手続き方法は、受給者証に記載してある住所の担当行政へ申請し、サービス支給量が出た時点で契約となり、利用日やサービス内容などは個別での契約をする。
- c 感染症が発症した場合の受け入れマニュアルを活用し、保護者に協力をお願いし、より安全に受け入れを行っていく。
- d 連絡帳を活用し、保護者との情報交換に努める。
- e 学校へポスター、掲示物の協力を要請し、広報に繋がる活動を強化する。
- f 給食をつくり提供している。
- g 各会議の設定・議事録の周知徹底を行う。
- h 事故報告、ヒヤリハットを検討し、議事録の周知を行う。

(8) 放課後等デイサービス事業所 しいのみ園ともほんだ

①放課後等デイサービス事業

作成者 高見 正

基本方針

放課後等デイサービスガイドラインに則り、療育的支援の提供を行う。
学校、家庭、各機関と連携しながら、子どもの発達過程を把握し、様々な経験を積み重ね、指導員や他の児童と関わりを持つことで生活能力の向上や自立生活に向けた支援を行っていく。また、自由な環境の中で育まれる感情の芽生えや行動の変化に応じ、個別的・集団的なプログラム（日常生活訓練、集団生活適応訓練、創作的活動、余暇的等）を提供し、児童一人一人の発達や成長を目指していく。
放課後等デイサービスガイドラインの内容を踏まえつつ、創意工夫をして支援の質の向上に努めていく。

事業内容

a 場 所	千葉県緑区誉田町2丁目2307番
b 営 業 日	月曜日～土曜日（祝日も含む） 夏季休業 8月13日～8月15日 冬季休業 12月30日～1月3日
c 営 業 時 間	平日（登校日） 10：00～19：00 土曜日、祝日、休校日 8：30～17：30
d サービス提供時間	平日（登校日） 13：30～17：30 土曜日、祝日、休校日 10：00～16：00
e 送 迎	自宅及び学校まで送迎サービスを実施します。 平日（登校日） （昼）迎え出発 13：00～14：30 （夕）送り出発 17：30 土曜日、祝日、休校日 （朝）迎え出発 8：30 （夕）送り出発 16：00
f 対 象 利 用 者 様	主に千葉市内に住む知的障害児
g 定 員	1日あたり10名
h 勤 務 体 制	日 勤1 8：30～17：30（休憩1時間） 日 勤2 10：00～19：00（休憩1時間）

活動計画

- a ADL、IADL、その他日常生活に必要な能力支援
日常生活動作（主に更衣、排泄、食事等の身体介助）、歩行訓練、スポーツや音楽活動等を行っていく。
- b 集団生活適応訓練
会話、手話等のコミュニケーション訓練を行っていく。
- c 創作的活動
調理、絵画、工作等の室内活動を行っていく。
- d 余暇的活動
DVD鑑賞や音楽鑑賞等のリフレッシュ活動を行っていく。
- e 支援療育方法の助言
家族等に対する支援技術の助言や健康チェック及びに健康相談・助言も行っていく。
- g 送迎サービス
自宅及び学校等と事業所との間の送迎。
- h 自立支援活動
地域の社会資源の活用や様々な環境や人の出会いにより、自身の気づきを促進していく。
- i 学習活動
読書や課題学習を通して、生活能力の向上や自立生活に向けた支援を行っていく。
- j 音楽療法
ミュージックケア等を活用し、新たな感情の芽生えや集団適応能力等の向上を図っていく。

その他

- a 受給者証の管理、相談支援事業所・保護者等連携し、サービス提供・更新。
- b 感染症予防対策・研修等の実施、マニュアル整備。社会情勢を鑑みた方針の変更・決定と保護者との連携。
- c 連絡帳を活用し、保護者との情報交換に努める。
- d 学校へポスター、掲示物の協力を要請し、広報に繋がる活動を強化する。
- e サービスの質の向上を目的に自ら評価を行うとともに、保護者による評価を受け、総合的に自己評価結果等を公表していく。（1回以上／年）
- f 法改正等に伴う制度改正や財政事情の動向確認・対応。
- g 各会議の設定・議事録の周知徹底。委員会は法人単位で実施し事業所内に共有。
- h 事故報告、ヒヤリハットの検討、改善。
- i 給食の提供。

4. 地域包括支援課

(1) 福祉のまちづくり支援室

作成者 福谷 章子

基本方針

既存の制度の狭間で困っている人たちに対して、新たな支援の機会を創出するために、地域に居場所を開設する。社会福祉法人として地域に出ることで、知的障害・発達障害への理解を広め、地域共生をめざす。

事業内容

- ① 多世代の居場所事業
 - a コミュニティカフェの運営
場所 千葉市緑区誉田町2-7-121 福祉ショップふくろうや1階
営業日時 月～金曜日 10:00～12:00 13:00～15:00
- ② 地域の学び体験事業
場所 千葉市緑区誉田町2-7-121 福祉ショップふくろうや2階
 - a 陶芸教室 毎週金曜日 10:00～12:00
(子ども教室 長期休み期間 夏休み等に開催)
- ③ 子ども子育て支援事業 プレイパーク型フリースクール 森でどんじゃらほい
自然の中での子どもの学びの場
子育て相談
毎週木曜日 11:00～14:00
隔週火曜日 11:00～14:00
場所 千葉市緑区おゆみ野中央1-12 おゆみ野の森
- ④ 地域連携・支援事業 ふくろう広場の団体貸し出し
地域住民を対象にしたイベント 随時
地域連携団体ほんだネットの子育て支援活動 随時
体操教室 毎週木曜日 11:00～11:30

活動計画

- ① 多世代の居場所事業
 - a 地域の人たちが気軽に立ち寄れるコミュニティカフェを運営することにより、一人暮らし高齢者や子育て世代、また引き込みりがちな若者などが、近隣住民と交流をし、地域活動に参加するきっかけづくりの場とする。
 - b カフェ来訪者の個別の相談に応じ、関係機関との連携を図りながら支援をする。
 - c しいのみ園の利用者が制作した作品や栽培した作物を販売することにより、就労支援に資する場とする。

② 地域の学び体験事業

指先を使い自由な発想で創作活動を通してと、指先を使い、マニュアル通りに作品を完成させる紙テープを素材とする紙テープ作品の講座を開催し、地域のみなさんに学びと交流の場を提供する。

③ 子ども子育て支援事業

a コミュニケーションが苦手なひきこもりがちな親子を自然の中に誘い、体験活動や対話を重ねながら、さまざまな相談にのり、社会との関係修復の支援をする。おゆみ野の森を育てる会の協力を得て、活動場所はおゆみ野の森とする。

b 子育ての悩みや行き詰まりを感じる保護者同士の意見交換の場を設け、保護者の悩みを丁寧に聞き取る。

c 上記に加え、特に発達に心配な子を持つ保護者の相談にのり、関係機関につなぐなどの支援を行う。

④ 高齢者の介護予防事業

a カフェの場で、緑区保健所の健康課と協力して健康体操を開催し、高齢者の機能維持を図るとともに、参加者を公的な機関へとつなぐ。

b カフェの場で認知症カフェを開催し、認知症に対する理解を深め、認知症高齢者やそのご家族の支援へとつなげる。

⑤ 地域連携・支援事業

a 公益的な自主活動をするサークルにふくろう広場の貸し出しを行うことにより、団体支援をして、より多くの地域の人たちが参加できるよう支援する。

b 地域情報、行政情報、障害や超高齢社会に関する専門情報など、さまざまな情報を整理して発信する

c 心友会におけるふくろう屋の取り組みについて、地域社会に周知し意見交換の場に参加する。

※ 以上の事業を行うまちづくり支援室スタッフ： 室長、パート職員6人、パート職員業務(カフェ運営、森のどんじゃらほいの運営、はぴママお茶会の運営、親子のひろばの運営、地域連携・支援事業、ふくろう広場の団体貸し出し)

講師等

a 森のどんじゃらほい：外部指導者1人、学生ボランティア

IV. しいのみ園グループ委員会

1. 衛生委員会

作成者 中根慶太

基本方針

労働災害の職場における潜在的危険性の排除や、職場環境の改善に結びつく危険予知活動、さらに、全国安全週間、全国労働衛生週間等における効果的な実施等により安全衛生活動の積極的なレベルアップを図る。

健康管理室と連携して、職員のメンタルヘルス相談や健康診断結果に基づく産業医との面談等を推進する。

事業内容

- (1) 交通労働災害割合は増加傾向にあるため、同乗者による誘導の徹底、公用車の保守管理の充実、交通法令の厳守等、職員に交通安全意識の定着を図る。公用車の始業点検、交通法令の厳守など、職員に対し交通安全の徹底を図っていく。
- (2) 継続的、計画的に心身両面にわたる健康づくりを推進するため、生活習慣病対策を含む、一般健康診断の実施及びその結果に基づき適切な健康管理の徹底を図る。また、ストレスによる健康障害の予防を図る。
- (3) 職場をめぐる環境変化の中で、作業方法等の改善を図りながら、疲労やストレスを感じる事が少ない快適な職場環境の形成を図る。
- (4) 産業医及び衛生管理者の職場巡視に加え、小委員会による各施設の職場巡視を実施していく。職場巡視に際しては、潜在的な危険、有害性の予測や発見とその防止に努めるとともに、適切な作業環境の確保を図るため、常に危険を予測し考える巡視を心掛けていく。
- (5) 職場における潜在的危険性の排除や、職場環境改善に結びつく危険予知活動を行うとともに、作業におけるヒヤリハット事例や作業方法の改善など、職員の意見ができるだけ反映されるように全員参加の安全活動を目標とし、安全衛生活動のレベルアップを図っていく。
- (6) 熱中症マニュアルに基づいた熱中症対策・予防の啓発活動
- (7) 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組を推進する。委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（ガウンテクニック含む）、BCP作成に努める。

2. 給食委員会

作成者 橋本太陽

基本方針

利用者に満足できる食事を提供する為に給食サービスや栄養ケアの継続的な改善を行うことを目的とする。また、給食業者と連携していき、楽しく・安全な食事環境を構築すると共に楽しみとなる食事行事（セレクト食等）も実施していく。

また個々の食事状態の把握を行い、適切な食事提供を、目指す。

必要に応じ、個々の食事形態の検討や食事環境の改善を行い、適切な食事支援体制を整えていく。

事業内容

(1) 食事形態の確認、見直し

利用者一人ひとりに対して、適切な食事形態で食事が提供されているかを喫食時に確認し、月1回の検討会で支援員、看護師、栄養士を交えて話し合いを行う。話し合った内容をもとに食事形態の見直しと情報の共有化を図る。

(2) 食事環境の確認、見直し

各事業所での食事提供に関する状況報告を確認し、安全面、衛生面、健康面からみて適切な環境のもとで食事が提供できているかを検討し、改善を図る。
また、支援と食事場面の切り替えと衛生的に食事を提供する為の身支度を徹底し、実施する。

(3) セレクト食・行事食の導入

年1回の嗜好調査をもとに、セレクト食を実施。(年3回程度)
季節に合わせた行事食の提供を図る。

(4) 健康チェック

看護師や栄養士と連携し、特に生活習慣病予防や衛生面での確認、嚥下の状態確認を随時行い、安心、安全な給食体制の整備に努めていく。

(5) 嗜好調査の実施

利用者様からの嗜好調査を行い、セレクト食のメニューを決めていく。
利用者様の食事楽しさを取り入れられるように努めていく。

活動計画

- 7月 セレクト食（1回目）
- 8月 各事業所、冷凍食品在庫確認
- 9月 嗜好調査／集計
- 10月 防災食訓練（在庫確認等）
防災委員会と実施予定
- 11月 セレクト食（2回目）
- 12月 福祉開発研究所と年間総括（打ち合わせ）
（気づきや来年度の要望等）
- 1月 各事業所、食品在庫期限確認
- 2月 セレクト食（3回目）

その他

- （1）毎月の給食だよりの作成。

その他

- （1）食堂に関わる事。（衛生管理・厨房の衛生管理）
- （2）給食に関する事。（週間献立表作成、検食簿に関する事、栄養報告書作成、

3. 防災・救急委員会

作成者 長谷川由佳

基本方針

非常災害対策として、日頃より、防災訓練や消防設備点検をするとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、体制を整備し、定期的に従業員に周知していく。また、災害が発生した場合においても事業が継続的に提供できるように計画作成や、研修・訓練の実施に努めていく。

事業内容

- (1) 総合訓練（避難・通報・消火訓練）・避難訓練等を実施。（夜間想定含む）
（年2回以上）
 - ・日々の防火管理に努める（火気関係・閉鎖障害等）。
 - ・消防計画の見直し。
 - ・消防機関との連携。
 - ・防火区域の徹底。
 - ・避難経路図の作成。
- (2) 消防設備保守、点検（年2回）
- (3) 防災備品・防災食の管理
 - ①各事業所の防災委員会職員が定期的に使用期限や個数を確認して災害に備えていく。（防災倉庫管理）
 - ②防災食を活用し、各事業所訓練の実施。（1回／年）
- (4) 委員会の定期開催
定期的に開催していく。その後、各事業所の周知徹底を図る。
- (5) 防災マニュアルの見直し
防災委員会の会議にて各マニュアルの見直しをしていく。その際に、担当者を振り分け防災委員で情報共有しながら意見を出し合い改善していく。
- (6) 緊急・救急時におけるマニュアル整備・講習・周知徹底
 - ①救命救急講習（心肺蘇生、AED） 2回／年
- (7) 事業継続計画に関する事。 （自然災害に関する事）

活動計画

- 4月 防火管理者資格更新調整
- 5月 自然災害に備えた事業所建物・什器等チェック
- 6月 救急救命講習
- 7月 心友会防災の日
(避難経路、消火器、防災物品在庫・動作確認、冠水箇所の確認、BCP見直し等)
- 8月 消火訓練(消火栓を使用:障害者支援施設のみ)
消防設備点検(全事業所実施)
- 9月 総合防災訓練(夜間想定含む)(避難・通報・消火)(各事業所共通)
BCP訓練実施(全事業所)
- 10月 防災食訓練・シミュレーション
- 12月 防災物品棚卸
- 1月 千葉市消防出初式参加
- 2月 救急救命講習
消防設備点検(全事業所実施)
- 3月 総合防災訓練(避難・通報・消火)(各事業所共通)

その他

- ・千葉市消防に関する研修への参加
- ・新規職員、パート職員への防災救急(BCP含む)研修実施(入職時1回・定期1回)

4. 広報委員会

作成者 宇留間俊行

基本方針

ホームページや広報誌などでしいのみ園グループの事業所や事業内容の紹介を積極的に行い、関係機関と連携しながら親しみやすい、地域密着型の事業所づくりをサポートしていく。また、しいのみ園グループ全体のボランティアの受け入れに関しても受け入れ調整を行っていく。

事業内容

(1) ホームページの運営

ホームページの更新やホームページ委託業者との連絡調整を行う。施設紹介、行事、発表会等の動画、障害者施策の動向や、しいのみ園グループの現状報告を必要に応じ見直し更新を行い、広報活動に繋げていく。

(2) 広報誌の発行（4月、1月の2回）

年2回発行。印刷業者と連絡調整し、発行する。しいのみ園グループ全体の情報及び障害者施策の動向、職員紹介やコラムを掲載し、しいのみ園グループを利用している家庭や地域、学校や他事業所、行政等に配布し、広くしいのみ園グループの広報活動に努める。

(3) 広報ツールの作成（ポスター、チラシ、カレンダー等）

各事業所の広報を兼ねたポスター、チラシの作成及び配布を行う。年度末には、各事業所でカレンダーを作成し、保護者や地域に配布する。また、地域行事や学校、他事業所のバザー等に参加した際の事業所広報用のパネルを作成し、管理する。

(4) 他施設、福祉関係機関の広報誌等の整理、ファイリング

関係機関からの情報ツールに関しては、ファイリングし、会議の場等で参考書類として活用していく。

(5) 写真及び画像、動画管理

行事等で撮影した写真及び画像、動画の管理を行う。

(6) 手帳の作成

職員の業務の際に使用する手帳の作成を行う。

活動計画

(1) 1年に2回（4月、1月）、広報誌を作成する。※最低2回（定期的に発行できる場合は随時、作成及び発行する）

(2) ボランティアの受け入れ体制を再構築する。（隔月の会議の際に検討、実施）

5. 安全運転委員会

作成者 大貫純平

基本方針

安全運転管理者と協同して、法人の公用車の点検・整備の調整や実施、四季で行われる全国交通安全運動に合わせて安全運転啓発運動を実施し、法人内において「事故ゼロ」に向けた取り組みを実施する。

また、道路交通法施行規則改正や国交省通達等の安全運転に関する情報の共有を行う。

事業内容

(1) 公用車の点検・整備

各事業所にて保有している公用車の走行距離などを把握し、定期的なオイル交換、不具合時の対処に取り組んでいく。また、車両の法定点検時期等を確認し、ディーラー等と点検整備の日程を調整する。良好な車両状態の維持に努める。

(2) 安全運転に対する啓発活動

内閣府の政策の一つである「全国交通安全運動」に倣って、年に4回安全運転週間を設ける。期間中は運転者の腕章着用や「全国交通安全運動」の重点事項および推進事項を記載したポスターを各事業所に配布・周知することで、安全運転意識の向上に努める。

(3) 「事故ゼロ」に向けた取り組み

毎月行われる会議にて各事業所からあがった車両事故報告等を検証し、同様の事故を無くすための改善案を検討し、対策の実施に努める。また、自動車および自転車の運転に関する研修等を計画し、安全運転意識の向上に努める。

(4) 酒気帯びの有無を確認および記録の保存

安全運転管理者の補佐として下記内容に努める。

運転前後の運転者に対して、その運転者の状態を目視等で確認して、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて、酒気帯びの有無を確認する。確認内容を記録し1年間保管する。また、アルコール検知器を正常な状態に保つ。

活動計画

4月 春の全国交通安全運動（4月6日～4月15日）

運転免許証、自賠責保険証、任意保険証等の期限確認

5月 事故・違反発生時のマニュアル作成

7月 夏の全国交通安全運動（7月10日～7月19日）

9月 秋の全国交通安全運動（9月21日～9月30日）

12月 冬の全国交通安全運動（12月10日～12月19日）

タイヤ残溝の確認

1月 自転車講習会（千葉県交通安全運転協会）

3月 安全運転意識調査

6. 虐待防止及び身体拘束等の適正化委員会

作成者 高山嶺

基本方針

障害者へのいかなる虐待も根絶していくよう、虐待防止について職員に周知、徹底を行い、正しい知識と理解を向上させていく。また、定期的にセルフチェックを行い、職員の虐待防止への意識を向上させていく。

虐待防止と合わせて、利用者様への身体拘束ゼロを基本として、適切な支援方法や環境設定について吟味するよう促していく。

事業内容

(1) 虐待防止の取り組み

①研修への取り組み

障害者虐待防止法を基本として、事業所内研修、外部研修の調整を行い、全職員が虐待防止についての意識をもとに支援を行うことができるようにしていく。

各虐待防止研修の情報は虐待防止委員や各サービス管理者を中心として全職員へ周知していく。

②定期委員会の開催

- ・委員会での検討結果を従業者へ周知徹底する。
- ・各事業所に責任者とマネージャーの配置。
- ・「虐待防止のための計画づくり」
- ・虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
- ・ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し
- ・マニュアルやチェックリストの作成と実施
- ・掲示物等ツールの作成と掲示等の実施計画づくり
- ・「虐待防止のチェックとモニタリング」
- ・「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」

(2) 虐待啓発活動

虐待防止委員会で決定された虐待防止についてのテーマをポスターで掲示していく。

(3) 虐待発見に向けた取り組み（苦情解決体制の整備）

虐待と思われる行為を目撃した職員が通告できるよう、虐待防止意見箱を全事業所に設置する。また、虐待への疑問、相談事も意見箱を活用して広く意見を徴収していく。

意見箱の他に Google フォームを活用して、場所、時間を問わず意見が徴収できるようにしていく。

- (4) その他、虐待の防止等のため必要な措置
- ・成年後見制度の利用支援
- (5) 身体拘束の適正化に向けた取り組み
- 事業所内での身体拘束の有無、身体拘束の必要性について確認を行い、身体拘束三原則（①切迫性②非代替性③一時性）のもと、廃止に向けた支援体制に努めていく。
- ・やむを得ず身体拘束を行う場合ケース検討会議の実施、個別支援計画への記載身体拘束の様態及び時間、拘束を行う理由を確認して、同意書をもらうよう指示していく。
 - ・身体拘束等の適正化のため対策を検討する委員会を定期的に関催、結果の周知。※委員会として虐待防止と身体拘束を合わせて行うこととする。
 - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備する
 - ・従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施し、周知徹底する。

活動計画

- 4月 ポスター掲示
- 6月 アンガーマネージメント研修
- 7月 ポスター掲示
- 8月 セルフチェック配布（全事業所対象）
セルフチェック集計
- 9月 セルフチェックフィードバック
- 10月 虐待・身体拘束防止研修
- 11月 ポスター掲示
- 12月 意見箱仕様検討
- 2月 障害者虐待マネージャー研修
- 3月 ポスター掲示
- ※毎月実施
意見箱確認、身体拘束検討、ケース記録

7. 支援のあり方検討委員会

作成者：高見正

基本方針

現在、障害者支援施設では、40名中27名が重度障害者加算対象者であり、生活介護しのみ園ころにおいては定員20名中10名が重度障害者加算対象者と支援の必要性がある利用者様が多く契約し利用している。その中で、職員教育の一環として支援の質向上を図るべく『実践に基づく重度障害者の行動改善プログラム（千葉県主催：16人研修）』修了者を中心に、職員、パート職員1人1人の考え方の統一、マニュアル化、職員教育に力を入れていく。また、改善活動としてPDCAサイクルを回し取り組んでいく。

構成メンバー

- ・主) 16人研修修了者
- ・そのた専門職等
(管理者、看護師、医師、保健師、福祉施設士、社会福祉士、保育士、介護福祉士、管理栄養士、精神保健福祉士、知的障害福祉士、衛生管理者、理学療法士、作業療法士、リハビリテーション関係職、等)

活動計画・事業内容

- ・定期的な検討会の開催（メンバーのみならず専門職に意見を求める）
- ・各事業所意見箱等の設置により、支援の苦労や実態把握と対応。
- ・16人研修修了者の取り組み冊子の作成・配布。
- ・入院、退院時のカンファレンスへの参加。（支援アイデアだし）
- ・新規利用者受け入れに関するカンファレンスへの参加。
- ・各事業所の支援会議への参加。支援改善・指導。育成。
- ・施設内外の勉強会への参加（観察力・洞察力を養う）
- ・各事業所への巡回と職員とのコミュニケーション
(職員のストレス緩和、傾聴により問題発見・気づきの機会づくり)
- ・心友会における支援のスタンダードづくり。
- ・入職時の職員教育（入職時1回、入職してから1年間のフォロー・教育体制整備）
- ・成人、児童支援マニュアルの作成
- ・各委員会との連携（虐待防止、身体拘束、権利擁護など。）
- ・心友会 支援Q and Aづくり。
- ・支援のアイデア作成（視覚化）
- ・各事業所、困難事例への取り組み、アドバイス（約3～6か月）取り組み事例集作成
- ・外部研修への参加。支援動向・将来に向けた方向性の確認と導入・共有
- ・支援のチェックリスト活用し、セルフチェックの実施。
- ・意思決定支援に関すること。
- ・その他、支援に関すること

V. 収益事業

(1) 太陽光発電売電事業

住 所	千葉県緑区高田町 1953-1
事業所名	障害者支援施設しいのみ園
事業内容	事業用太陽光発電を売電する事業
取引先	㈱東京電力
規模	30 キロワット
年間売電金額	1,800,000 円

(2) 不動産賃借事業

住 所	千葉県緑区誉田町 2 丁目 21-1090
事業所名	しいのみ園こころの誉
事業内容	基本財産の賃貸事業
取引先	㈱プラチナサービス
規模	264.11 m ² (内 174.59 m ² の賃貸)
年間賃貸金額	3,000,000 円 (税抜き)